

第5次横瀬町総合振興計画

後期基本計画

平成27年度～平成31年度

(案)

目 次

第1編 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の構成と期間	2
(1)	計画の構成	2
(2)	計画の期間	3
3	横瀬町の特性	4
(1)	豊かな自然	4
(2)	歴史と伝統文化	4
(3)	人口の推移	4
4	時代の潮流	6
(1)	少子高齢化の進行	6
(2)	グローバル化（国際化）の進展	7
(3)	自立と参加	7
(4)	防災対策への新たな課題	8
(5)	安心と生きがい	8
(6)	近隣自治体との連携による地域づくり	8
5	まちの「将来像」と「基本目標」	9
6	土地利用構想	11
7	施策大綱	13
8	分野別基本方針	14
9	前期基本計画の目標指標と達成状況	15
(1)	目標指標の達成率	15
(2)	主な重点事業（平成22～25年度）	16

第2編 後期基本計画

第1章	生活環境	18
1.	地域環境づくりの推進	18
2.	自然環境づくりの推進	21
3.	地球温暖化対策の推進	23
4.	防災・消防体制の充実	25
5.	防犯・交通安全の推進	28
第2章	生活基盤	30
1.	計画的な土地利用の推進	30
2.	道路・交通網の整備	32
3.	居住環境の整備	34
4.	上水道の整備	36
5.	下水道の整備	38

第3章 保健・福祉・医療.....	40
1. 地域福祉の推進.....	40
2. 高齢者福祉の充実.....	43
3. 障がい者（児）福祉の充実.....	46
4. 子育て支援の推進.....	49
5. 健康づくりの推進.....	52
6. 社会保障制度の充実.....	55
第4章 教育・文化.....	58
1. 社会教育の充実.....	58
2. 幼児教育の充実.....	60
3. 学校教育の充実.....	62
4. 青少年の健全育成.....	65
5. 文化・芸術活動の充実.....	67
6. 文化財の保護・継承.....	69
7. スポーツ・レクリエーション活動の充実.....	71
第5章 産業・経済.....	73
1. 農業の振興.....	73
2. 林業の振興.....	75
3. 商工業の振興.....	77
4. 観光の振興.....	79
5. 労働環境の充実.....	82
6. 消費生活の安定・向上.....	84
第6章 協働・交流.....	86
1. 人権の尊重・平和意識の啓発.....	86
2. 町民交流の推進.....	89
3. 町民参画の推進.....	91
第7章 行政経営.....	93
1. 健全な行政経営の推進.....	93
2. 広域連携の強化.....	96
用語解説.....	98

第1編 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

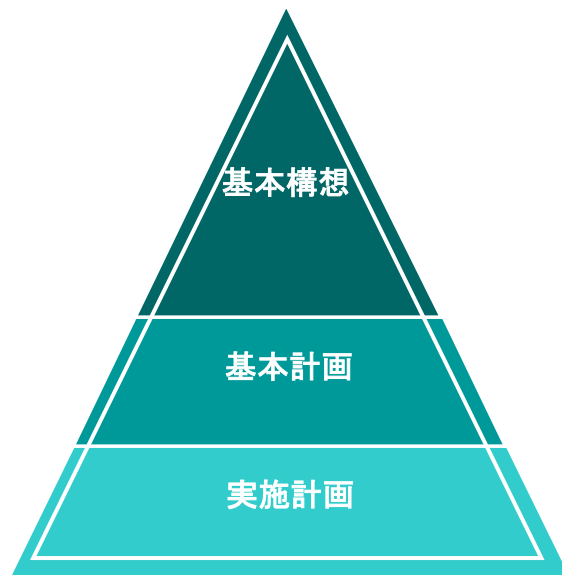
第5次横瀬町総合振興計画は「緑と風が奏^{かな}でる ところ和^{なご}むまち」を将来像として掲げ、基本目標に、『魅』(みりよく)プロジェクト、『絆』(きずな)プロジェクト、『希』(きぼう)プロジェクトを盛り込み、平成22年度(2010年度)から行政施策を実施しています。総合振興計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成されており、前期基本計画は平成26年度(2014年度)で計画期間5年を終えました。

この間、少子高齢化はさらに進み、東日本大震災とそれに伴う福島原子力発電所の事故は多くの分野に大きな影響を及ぼしています。また、経済面では過度な円高が是正され、景気には明るい兆しが見えています。このような時代の動向や横瀬町を取り巻く環境の変化を念頭に前期基本計画を見直し、平成27年度(2015年度)からの5年間を託す後期基本計画を策定しました。

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第5次総合振興計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。



基本構想

横瀬町の「将来像」と「基本目標」を示し、これを実現するための「施策大綱」と「分野別基本方針」を定めています。

基本計画(前期・後期)

基本構想に定めた「施策大綱」に基づき、総合的かつ体系的な5年間の施策内容を示し、施策ごとに目標や方針を定めています。

実施計画

基本計画に定めた施策ごとの目標や方針を効果的かつ効率的に実現するために、財政状況や緊急性などを勘案しながら、「今後3年間の事業内容」を示します。計画期間は3年間ですが、毎年度、年度別計画を見直すローリング方式の計画です。実施計画は、「基本構想」「基本計画」とは別途策定します。

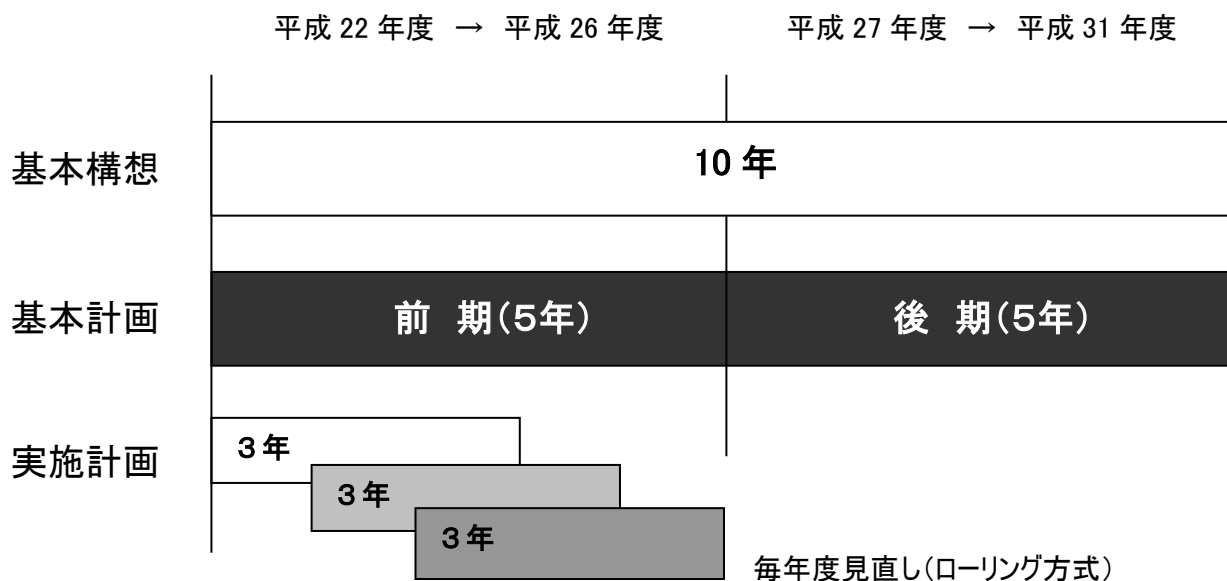
(2) 計画の期間

『基本構想』 平成 22 年度(2010 年度)から平成 31 年度(2019 年度)の 10 年間

『基本計画』 前期:平成 22 年度(2010 年度)から平成 26 年度(2014 年度)の5年間

後期:平成 27 年度(2015 年度)から平成 31 年度(2019 年度)の5年間

『実施計画』 3年間(※毎年度見直すローリング方式)



3 横瀬町の特性

(1) 豊かな自然

横瀬町は埼玉県西部の秩父地域の東部に位置し、都心からは70km圏内にある面積49.49km²の町です。町の南側には標高1,304mの武甲山をはじめ、武川岳、二子山などの緑に囲まれた、なだらかな丘陵地です。正丸峠を源とする横瀬川が町内を南から北へ蛇行しながら流れ、河川沿いの平地から秩父市にかけて市街地が形成されています。

武甲山などの山々が海拔800m前後の奥武蔵高原を形成し、町の四方は丘陵山岳で囲まれています。奥武蔵高原の緑と横瀬川の清流によって自然の三要素である、山、水、緑がバランスよく揃い、豊かな自然環境と町民が調和共生しています。

山林や傾斜地が多い地形であることから、平成26年2月の豪雪では積雪が1mを超える地域もあり、異常気象による自然災害への対策が課題になっています。

(2) 歴史と伝統文化

横瀬町の歴史をさかのぼると、1万2千年前には、すでに宇根遺跡に人が住んでいました。古くから養蚕、絹織物が盛んとなり、秩父絹発祥の地 城谷沢の井(県指定旧跡)の水は絹布の染色に使われました。

長い歴史と伝統に育まれた伝承文化も多く、横瀬の人形芝居、芦ヶ久保の獅子舞、里宮の神楽などの民俗文化が連綿と受け継がれています。また、秩父札所34カ寺のうち6カ寺が町内に点在します。

新たな文化イベントでは、町民が中心となって企画から運営までボランティアによるヨコゼ音楽祭が昭和56年(1981年)より毎年開催されています。

(3) 人口の推移

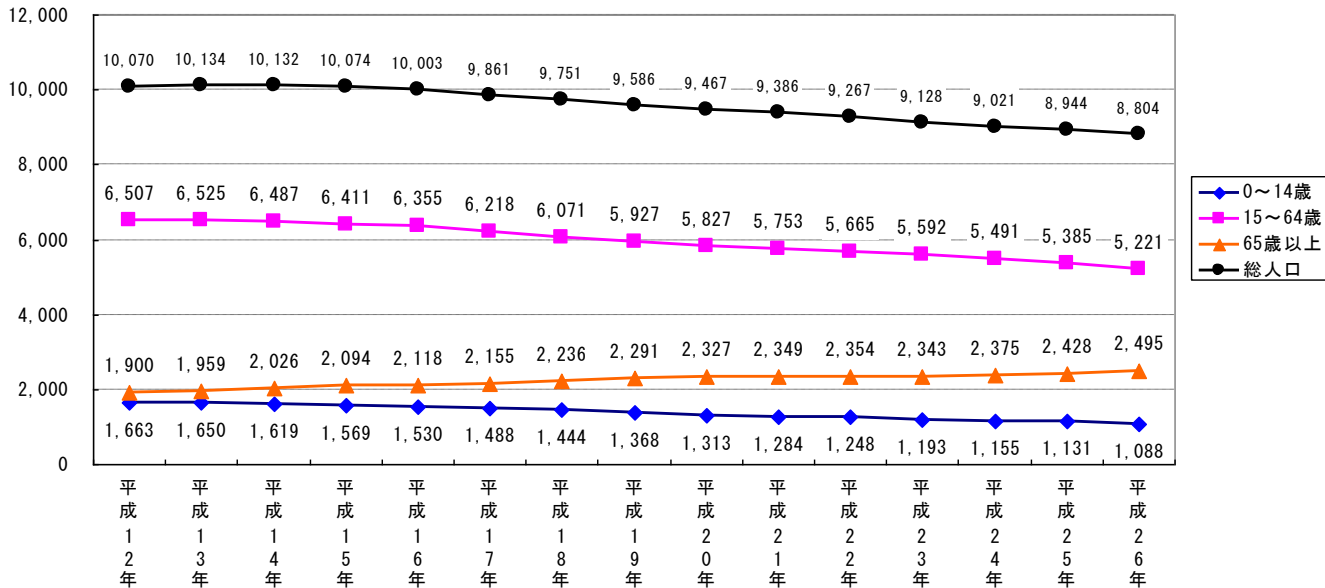
総人口は、ほぼ1万人で横這いでしたが、平成17年(2005年)に1万人を切り9,861人(10月1日現在)へ減少し、平成26年(2014年)には8,804人(10月1日現在)になりました。今後も総人口の減少が見込まれています。

この間の人口動態を年齢区分別に人口をみると、0～14歳(年少人口)と15～64歳(生産年齢人口)の人口は減少し、65歳以上(高齢者人口)の人口は増加しています。総人口に占める年齢区分別の人口割合は平成26年(2014年)で、0～14歳12.4%、15～64歳59.3%、65歳以上28.3%です。65歳以上の割合はほぼ4人に1人ですが、今後も増えていくと推計されています。

少子高齢化の傾向は以前からありましたが、今後はさらに進行していきます。平成21年3月(2009年)には芦ヶ久保小学校が閉校し、横瀬小学校と統合になりました。定住社会を維持し、地域活性化のための振興施策が求められています。

横瀬町の人口の推移

単位：人



注：各年の10月1日現在の人口、外国人を含む。

4 時代の潮流

(1) 少子高齢化の進行

かねてから懸念されてきた少子高齢化は、出生率が低水準で横這いを続け、高齢者の占める割合は増え、さらに進行しています。日本の総人口は平成20年(2008年)の1億2,808万人をピークとして減少に転じました。(出典:「人口推計」総務省統計局)

横瀬町の人口も、ほぼ1万人で推移していましたが、平成17年(2005年)頃から減少し始め、今後も減っていくと見込まれています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、全国の人口は平成52年(2040年)に1億728万人へ減少し、平成60年(2048年)には1億人を割って9,913万人になるとされています。65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は平成22年(2010年)では23.0%でしたが、平成52年には36.1%へ増加します。(出典:「日本の将来推計人口」平成24年1月推計、出生中位・死亡中位推計)

横瀬町の将来人口も減少を続け、平成52年(2040年)には5,568人と推計されています。65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は平成22年(2010年)では25.4%でしたが、平成52年(2040年)では44.3%へ増加します。(出典:「日本の地域別将来推計人口」、平成25年3月推計)

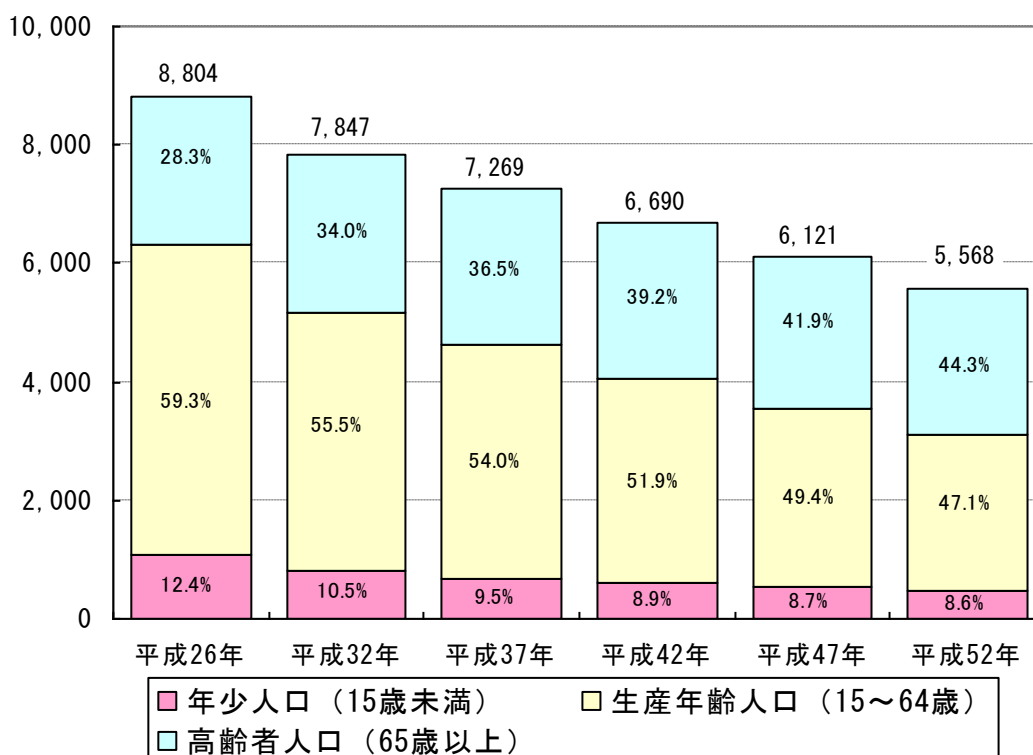
少子化の傾向も定着しています。一人の女性が一生の間に生む子ども数に相当する合計特殊出生率は、平成25年(2013年)で全国が1.43、横瀬町は1.23です。人口が減らずに維持していくための合計特殊出生率は2.08とされており、全国、横瀬町ともに遠く及ばない値です。

少子高齢化の進んだ時代では、地域の活力を維持するために高齢者の社会参加と地域の見守り、少子化を食い止めるための子育て支援などの施策展開が必要です。

また、国が設置した、まち・ひと・しごと創生本部では、地方創生の基本目標を少子高齢化の進展に的確に対応し、「地方が成長する知力を取り戻し人口減少に歯止めをかける」としています。町は国・県との役割分担の下、実情に応じた自主的な施策を検討し、実施することになります。

横瀬町の人口・将来推計値

単位：人



注:平成26年は10月1日現在の人口、その他の年は推計値。

資料:国立社会保障・人口問題研究所の推計値

(2)グローバル化(国際化)の進展

各国が密接に交流連携する従来からの国際化の流れはさらに進み、国境を超えて地球をひとつの共同体とみなすグローバル化が新たな流れになっています。多国籍企業が世界各国で事業展開し、資本や労働力が国境を超えて移動し、経済活動を通じて世界が一体化してきています。

しかし、世界的な競合状態が厳しくなり、競争力の弱い国や地域では取り残される恐れもあります。国際競争時代にふさわしい人材の育成、国際交流・連携の環境整備、次世代産業の振興育成など、新たな潮流に適合した政策が必要です。

国際観光では、訪日外国人旅行者(インバウンド)が増えています。平成25年(2013年)の訪日外国人旅行者は1,036万人であり、初めて年間1,000万人を超えました。今後も、訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)を観光庁が展開し、年間2,000万人を目標として訪日外国人旅行者の増加に取り組んでいます。

(3)自立と参加

自治体の活性化と振興に住民の自発的な活動や参加の果たす役割が大きくなっています。まちづくりへの住民参加、高齢者や子どもの地域での見守り、震災・災害時の避難活動などでは、住民のボランティアや住民組織が自治体などと協働して成果を上げています。

第1編 計画の策定にあたって

住民が地域を担う主体であるという意識を持ち、自立して社会へ積極的に参加することにより、地域が振興・発展していきます。

(4)防災対策への新たな課題

平成23年(2011年)に起きた東日本大震災は東北地方に多大な損害を与えましたが、その影響は東北地方だけに収まらず、日本全体に及んでいます。また、ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な集中豪雨が新たな問題として浮かび上がり、これまでにない被害を出しています。

もともと自然災害の多い日本では、災害に対する備えと防災対策に取り組んできましたが、大規模な災害や新たな形の災害に対して、防災と避難のための対策を立てておかなければなりません。

横瀬町には山地・傾斜地が広がり、地震、地崩れ、土石流などに十分な備えが必要です。町民の安全を守るために、地域特性を考慮した防災対策と避難計画が求められています。

(5)安心と生きがい

平均寿命が延び人生80年となった時代では、人間らしく豊かな生涯を送るために安全・安心が求められています。そのためには、保健・福祉・医療の充実、年金制度の健全化、安定した雇用などの課題を改善し、不安のない社会を築いていかなければなりません。

人々の生活の視点が、ものの豊かさからこころの豊かさへ移っており、和みのある生活や生きがいを持って生涯を楽しもうとする意識などが高まっています。心の変化をくみ取り、生活者の視点に立った行政運営の必要性はさらに増しています。

(6)近隣自治体との連携による地域づくり

少子高齢化は全国的に進行していますが、都市部よりも周辺地域や地方圏において人口減少が進み、大きな問題になりつつあります。人口流出を食い止め、定住社会を構築するためには、個々の自治体だけでそれぞれ取り組むのでは負担が大きすぎます。核となる中心的な自治体と近隣自治体が連携し、それぞれの特性に合わせて役割分担する集約とネットワークによる地域づくりが提唱され、全国各地で取り組まれています。

横瀬町では、昭和45年(1970年)に秩父地域一体で秩父広域市町村圏組合を発足し、現在、秩父市、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町において、ごみ処理や消防などの9つの事業を共同して執り行っています。

また、平成21年度(2009年度)から上記の1市4町で、ちちぶ定住自立圏も形成し、秩父圏域の総合力と役割分担による効率的な自治体経営を展開しています。医療、保健・福祉、人材育成、教育、情報、交流、水道、産業、環境などの分野で圏域全体が協力して、ちちぶ定住自立圏共生ビジョンを策定し、それぞれの自治体の独自性を尊重しながら、圏域全体の活性化政策を連携して展開し、地域住民の福祉向上と地域振興の実現を目指しています。

5 まちの「将来像」と「基本目標」

基本構想では、横瀬町の将来像を「緑と風が奏^{かな}でる ころ^{なご}和むまち」、キャッチフレーズを「うららか よこぜ」として、平成 22 年度(2010 年度)から振興に取り組んでいます。町のシンボルである「武甲山」と「横瀬川」を『緑』と『風』に、文化と協働のシンボルである「ヨコゼ音楽祭」を『奏でる』に表現しています。

この将来像を実現するために、3つのキーワード『魅』『絆』『希』を基本目標に掲げ、積極的にまちづくりを進めています。

将来像

緑と風が奏^{かな}でる ころ^{なご}和むまち

キャッチフレーズ

うららか よこぜ

基本目標

『魅』(みりよく)プロジェクト

～自然に恵まれ、こころに残る魅力あふれる美しいまち“よこぜ”～

町の四季折々の美しい自然、印象的な景観、郷土に今も息づく伝説・伝承・行事を最大限に活かし、町の魅力をさらに高めるプロジェクトを推進します。

◇主要施策◇

- ◎豊かな自然環境を大切に守りながら、観光資源として活用します。《自然保護×観光》
- ◎郷土芸能を守り伝えていくとともに、地域特性を活かした文化をつくり育てます。《郷土芸能×文化》

『絆』(きずな)プロジェクト

～みんなが助けあい、こころのふれあいを大切にする絆の強いまち“よこぜ”～

昔からある助けあいの風習、温かいもてなしのこころ、人・ものなどの交流を活かし、人・こころ・笑顔の集うプロジェクトを推進します。

◇主要施策◇

- ◎人と人、人と地域、地域と地域がふれあえる体制をつくります。《交流》
- ◎みんなで力を合わせ、元気なまちをつくります。《協働×健康》

『希』(きぼう)プロジェクト

～誰もが夢と希望に充ちあふれる、こころはずむまち“よこぜ”～

子どもの笑顔、温かくも厳しい地域のまなざし、自然と共生するいきいきとした暮らしが一体となって、21世紀に飛躍するまちづくりの礎となるプロジェクトを推進します。

◇主要施策◇

◎次代を担う子どもを育てる環境をつくれます。《子育て×教育》

◎環境にやさしく、いきいきとしたまちをつくれます。《環境×産業×定住》

6 土地利用構想

自然環境の保全と町の発展の均衡を図りつつ、「緑と風が奏^{かな}でる ころ^{なご}和むまち」を実現するため、地域特性に応じた総合的かつ計画的な土地利用方針を定めます。町内を6地域に分け、それぞれの特徴に応じて、まちづくりを進めます。

【土地利用方針】

観光・スポーツ・レクリエーション地域

町民や訪れる人の心の安らぎや潤いを創出するため、町の特徴である自然環境を活かすなど、他の用途の土地利用を有機的に活用し、観光・スポーツ・レクリエーションの拠点づくりを進めます。

住宅・商業地域

魅力的で快適な住宅・商業地域を創出するため、町の中心に市街地の整備を計画的に推進し、優良な住宅と消費者ニーズにマッチした商業機能の誘導と集積を図ります。また、丘陵地などの有効的活用を図りつつ、住宅地の開発と造成を促進します。

工業地域

魅力的で安定した雇用の場の創出と地域経済活動の活性化を図るため、自然環境などに配慮した健全な企業を育成するとともに、誘致を促進します。

鉱業地域

町の貴重な資源である石灰岩の採掘にあたっては、公害防止や自然保護を踏まえ、緑化事業などを同時に進め、適正で計画的な開発を促進します。

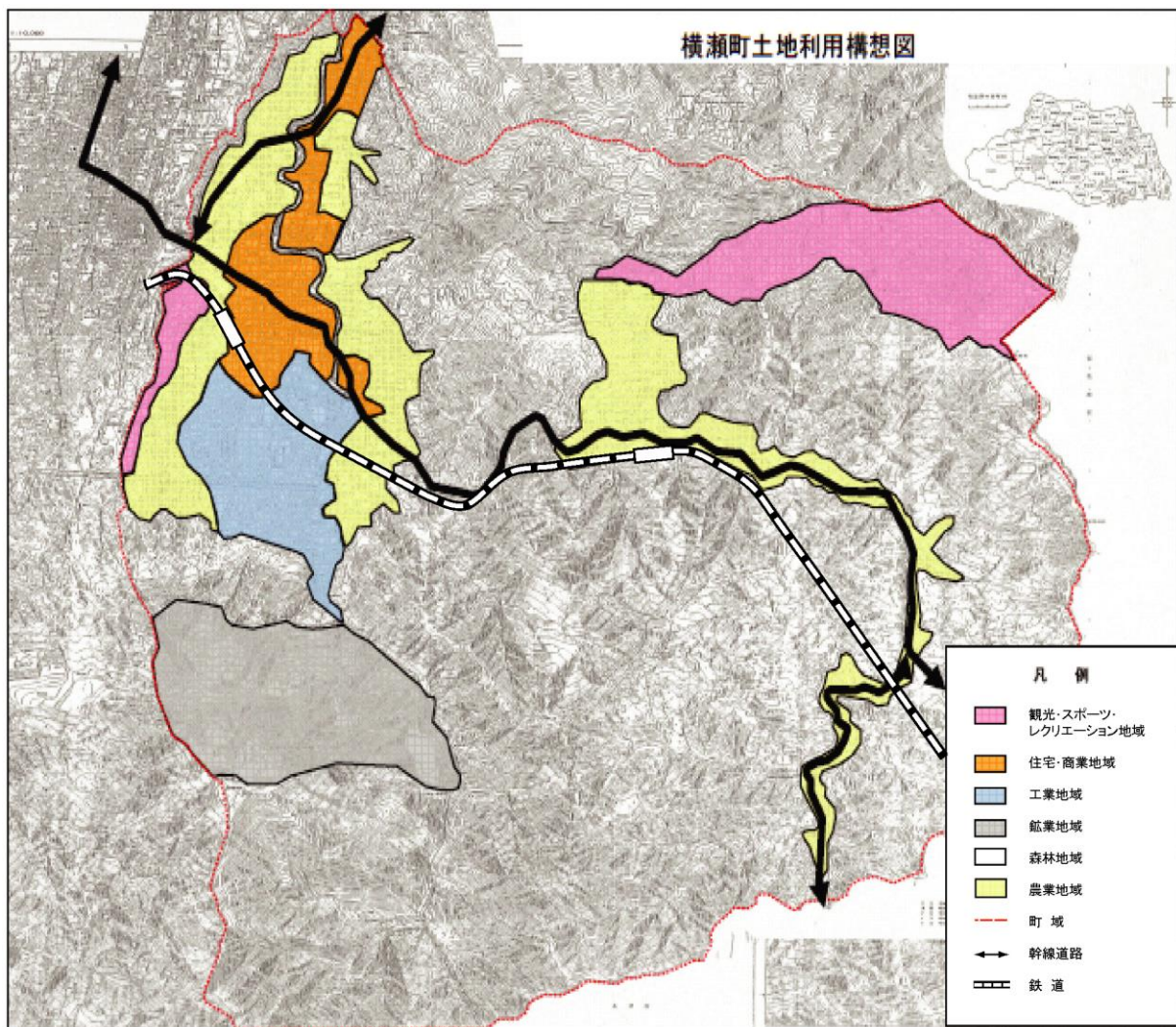
森林地域

町の森林地域は、町の特徴の一つであり、貴重な財産でもあります。このため、この地域を保護・保全するとともに、経済活動の場や憩いの場として活用します。

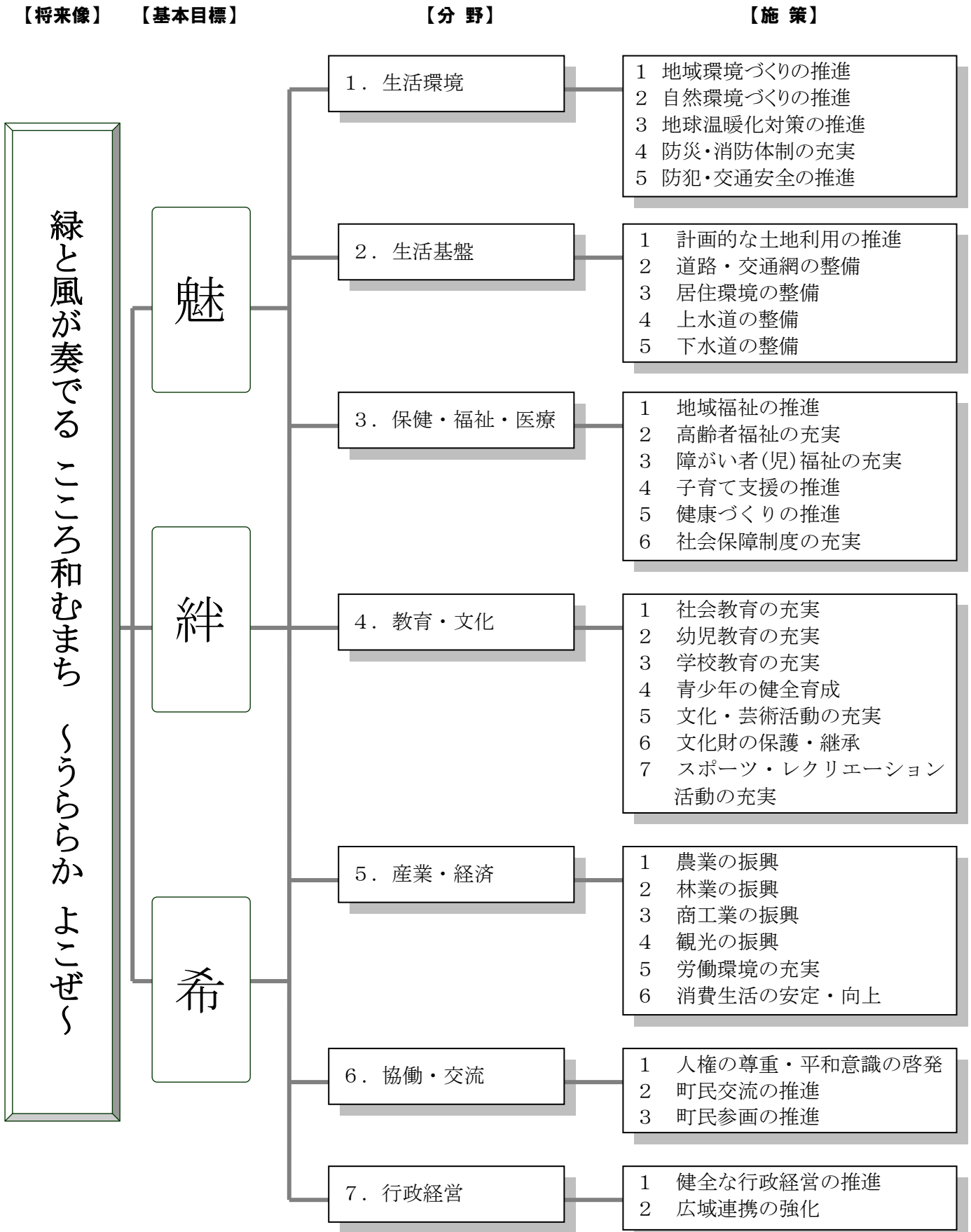
農業地域

都市近郊型や観光型の農業地域を形成するため、他の用途の土地利用と調和を図りつつ、農業基盤の整備を進めます。さらに、生産性の高い農用地については、保全に努めます。

土地利用構想図



7 施策大綱



8 分野別基本方針

分野1:生活環境

武甲山、横瀬川、寺坂棚田に代表されるように豊かで美しい自然環境ときれいな地域環境を保全し、自然と人が調和した誰もがこころ和むまち「よこぜ」を目指します。

また、地球温暖化対策を推進するとともに、さまざまな危機に備えて安心・安全で明るいまち「よこぜ」を目指します。

分野2:生活基盤

限られた土地を計画的に活用しながら、道路・交通網や上下水道などを整備し、地域の特性を活かした快適で満足感に充ちたまち「よこぜ」を目指します。

また、美しい自然環境と調和したやすらぎのある居住環境を整備し、こころ癒されるまち「よこぜ」を目指します。

分野3:保健・福祉・医療

町民・事業者・行政が一体となって、互いに協力しあいながら、子育て支援を推進し、高齢者・障がい者(児)福祉や社会保障制度を充実することにより、子どもから高齢者に至るまで誰もが安心してこころ豊かに暮らせるまち「よこぜ」を目指します。

また、誰もが健やかにこころと身体が育まれ、いきいきと暮らせるまち「よこぜ」を目指します。

分野4:教育・文化

生涯にわたり、誰もがいつでも・どこでも学び、スポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健やかで、夢や希望を持ち続けることのできる生涯学習のまち「よこぜ」を目指します。

また、長い歴史に培われた郷土芸能や貴重な文化遺産、伝統的な文化芸術を大切に保護・保存し、郷土の歴史・文化を後世に伝えるこころのふるさと「よこぜ」を目指します。

分野5:産業・文化

誰もが働くことの喜びにあふれ、いきいきと輝いて暮らすことができ、地域の特性を活かした産業が活性化するにぎわいのあるまち「よこぜ」を目指します。

分野6:協働・交流

誰もが互いに人として尊重しあい、ふれあいながら力を合わせ、毎日が満足感に充ちた日常生活を送ることができるよう、町民と行政が連携・協働する絆の強いまち「よこぜ」を目指します。

分野7:行政経営

町民の視点に立ち、成果を重視した行政活動を展開し、誰もが喜びと幸せを実感でき、持続可能な行政経営を確立するまち「よこぜ」を目指します。

9 前期基本計画の目標指標と達成状況

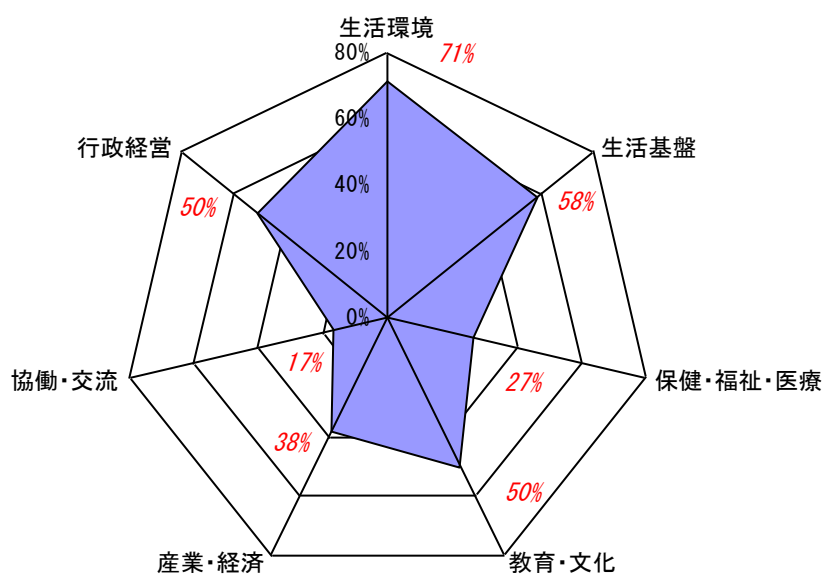
(1) 目標指標の達成率

前期基本計画では7分野で93の目標指標を設定し、達成に向けてさまざま事業に取り組み、各年度末に達成状況を評価しています。平成22年度から平成25年度までに目標指標を達成した割合は、「1.生活環境」「2.生活基盤」「4.教育・文化」「7.行政経営」の4分野で50%以上でしたが、「3.保健・福祉・医療」「6.協働・交流」の2分野では達成率が低い結果となりました。

目標指標の達成率

分野	目標指標数	目標指標達成数	達成率
1.生活環境	14	10	71%
2.生活基盤	12	7	58%
3.保健・福祉・医療	15	4	27%
4.教育・文化	29	16	50%
5.産業・経済	13	5	38%
6.協働・交流	6	1	17%
7.行政経営	4	2	50%
合計	93	45	48%

分野別達成率



第1編 計画の策定にあたって

(2) 主な重点事業(平成22～25年度)

『魅』(みりよく)プロジェクト

重点事業名	事業内容	事業年度
音楽によるこころ豊かなまちづくり事業	旧役場庁舎跡に野外音楽施設の整備とともに、「ヨコゼ音楽祭&ストリートライブコンサート」と「月1まちかどコンサート」の開催や公共施設を利用して行うコンサート活動に補助。	平成25年度
観光地よこぜ魅力発信等強化事業	横瀬町ブコーさん観光案内所の開設、観光ガイド「よこぜあるき」を作成。	平成25年度
「里山よこぜ」魅力アップ事業	町の木「もみじ」によるまちづくりとして、町内に「もみじ」を植栽とともにオープンガーデンよこぜのガイドブック作成など。	平成25年度
農村資源活用(稲の里)推進事業	寺坂棚田保存会が運営した「ホテルかがり火まつり」と「彼岸花まつり」のイベント開催支援。	平成24年度
道の駅魅力アップ事業	農産物や加工品の販売施設や地元で生産されたお茶などの提供施設の整備と既存施設の外壁塗装など。	平成24年度
歩楽～里よこぜスタンプ&写真楽里～事業	町内の観光スポットをめぐる「スタンプラリー」や町内の指定した場所で写真を撮る「写真ラリー」を開催。	平成23年度
観光資源等魅力発信(町観光サイト作成)事業	自然を活かした魅力ある観光資源などをPRし「観光地よこぜ」をより一層推進するため、ホームページなどの新たな観光情報サイトを作成。	平成23年度
武甲山登山道等整備事業	丁目石の再設置や山頂名看板の設置、不動滝付近木橋の架け替え、武甲山登山道などを整備。	平成22年度

『絆』(きずな)プロジェクト

重点事業名	事業内容	事業年度
三河屋ブコーさん事業	買い物に不自由している高齢者や定期的に見守りをしてほしい高齢者に、町内の登録したお店(三河屋ブコーさん)が健康チェックしながら、食材などを配達。	平成25年度
ブコーさん体操制作事業	誰もが気軽にできる町のオリジナル体操(ブコーさん体操)を制作し、普及啓発委員会を立ち上げるとともに、啓発用品を作成。	平成24年度
農業魅力体験事業	町有地(80㎡9区画、100㎡3区画)を体験農園として利用者を募集し、1区画年間2,000円で貸し出し。	平成24年度
法定外予防接種費助成事業	子宮頸がん、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンなどのワクチン接種費を助成。	平成23年度
高齢者見守りネットワーク推進事業	高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう高齢者見守りネットワーク(通称:ブコーさん見守りネットワーク)を立ち上げ。	平成23年度
出張ひろば「メープルの森」運営事業	地域子育て支援拠点事業の出張ひろばとして、旧芦ヶ久保小学校において工作教室や子育て講座、うた、体操など行い、楽しみながら子育て親子の交流が深まるよう支援。	平成23年度

地域パワーアップ 助成費拡大事業	行政区、コミュニティ団体、ボランティア団体などが行った地域づくり活動に対し、1活動 50 万円を限度に拡大して助成。	平成 22 年度
こども医療費支給 対象拡大事業	0歳から小学6年生までだった対象者を中学校3年生まで引き上げ、子どもの医療費の一部を支給。	平成 22 年度

『希』(きぼう)プロジェクト

重点事業名	事業内容	事業年度
創エネ・省エネ事業	町内の防犯灯を LED 照明器具に交換。 新たに太陽光発電システムを設置した事業所に対し、太陽電池出力 1kW 当たり、25,000 円 (上限 40 万円) を補助。	平成 25 年度
災害に強いまちづくり事業	避難所となる公共施設の震災対策とともに、物資、資機材の備蓄や芦ヶ久保地区の土砂災害ハザードマップを作成。	平成 25 年度
下横瀬橋改良事業	下横瀬橋の拡幅補強工事。	平成 25 年度 (～26 年度)
地域防災計画策定事業	大規模災害から得た教訓や改訂された埼玉県地域防災計画を踏まえて、現行の地域防災計画を見直し。	平成 24 年度
地域公共交通確保事業	公共施設や病院、スーパーなどの各施設をワゴン車で巡回するコミュニティバスの実証運行と、公共交通の利用などの需要調査を実施。	平成 24 年度
入学祝い金支給事業	小学校に入学する児童の保護者に対し、入学祝い金として 10,000 円分の商品券を支給。	平成 23 年度
学校エアコン設置事業	夏期における教室の暑さ対策のために、教室などにエアコンを設置。	平成 23 年度
横瀬小学校木造校舎耐震補強事業	耐震診断の結果に基づく横瀬小学校木造校舎(瓦葺2階建)の耐震補強工事。	平成 23 年度
学校給食費助成金支給事業	義務教育期間における2人目以降の児童・生徒の学校給食費について、保護者が負担した金額に対し助成金(児童 3,500 円/月、生徒 4,100 円/月を上限)を支給。	平成 23 年度
鳥獣被害防止事業	緊急雇用創出基金市町村補助事業を活用して、農地耕作者を訪問し、被害状況やサルなどの実態を調査。	平成 22 年度
鳥獣捕獲従事者育成事業	有害鳥獣捕獲従事者に対し、狩猟者登録費用などの一部を補助。	平成 22 年度
住宅リフォーム補助事業	町内業者を利用した自宅の修繕、補修工事などを対象とし、改修費の 10% (上限 10 万円) をリフォーム費用の一部を補助。	平成 22 年度
自家用水道施設の町営化推進事業	未給水区域にある自家用水道組合や簡易水道組合などを町営化。	平成 22 年度 (～26 年度)
横瀬中学校校舎耐震補強・大規模改修事業	耐震診断の結果に基づく横瀬中学校校舎の耐震補強工事(A棟・B棟)、大規模改修工事(A棟)。	平成 22 年度

第2編 後期基本計画

第1章. 生活環境

1. 地域環境づくりの推進

【現況と課題】

武甲山、横瀬川、寺坂棚田に代表される豊かで美しい自然環境は、町民の誇りであり、先人から受け継いだ貴重な文化や町民のたゆまぬ努力により今日の横瀬町があります。自然環境と町民の生活が調和した環境づくりを推進するためには、これからも地域住民、企業、町が一体となり地域全体で取り組むことが求められます。

地域の生活衛生を改善する環境美化活動は、各地区の区長、環境衛生推進員を中心に春、夏、秋の3回、地区清掃（道路清掃、河川清掃、床下消毒など）を行っています。地域の環境美化を推進するためには、今後も継続した活動が必要となります。

生活排水処理については、公共下水道や合併処理浄化槽の普及により水質改善が見られるものの、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の世帯も多数残っているため、それらの生活排水が河川の水質汚濁の一因になっています。また、一部の合併処理浄化槽においては、維持管理・清掃が不十分で浄化槽本来の性能を発揮できていないため、水質の悪い排水を放流している例もみられます。

これらを改善するためには、下水道の早期整備と接続促進、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換促進、既設の合併処理浄化槽の維持管理・清掃の徹底が必要となります。

澄んだ空気と水に恵まれた安心して健康的な暮らしのため、降下ばいじん調査(4地点)を月1回、河川水質調査(7地点)を年6回実施しています。今後も継続して調査、監視活動を実施するとともに、町民や事業者の環境保全意識の高揚を図りながら、環境への負荷低減を進めることが求められます。

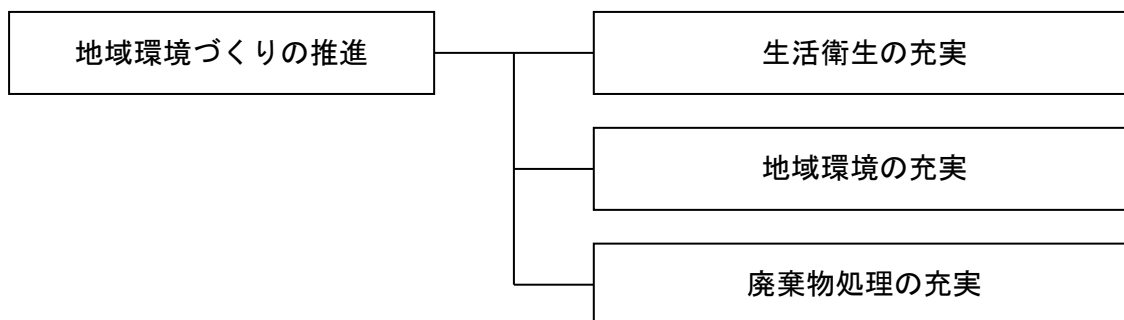
町の美観や豊かな自然環境を損なう不法投棄は量的に減少傾向にあるものの、継続した防止活動が求められています。山林や河川などへのごみの不法投棄については、クリーンパトロール員の監視活動や清掃活動による“捨てない、捨てさせない”環境づくりが必要となります。

本町と近隣自治体から排出されるごみは秩父広域市町村圏組合で一括処理されています。施設の処理負担を減らし、自然環境を保全するためにも、ごみの減量化が必要です。これまで、廃食用油の回収・再利用や有価物の回収事業などによりごみの減量化を図ってきました。今後も家庭や事業所に啓発し、資源循環型社会に向けてごみの減量化を推進することが必要となります。

近年、ペットブームの影響や動物とのふれあいによる心の安らぎを求めて、犬猫などの動物を飼う人が増えています。犬の飼い主は、犬の登録と毎年1回の狂犬病予防接種を受けることが義務づけられています。畜犬登録と狂犬病予防注射の実施を周知徹底するとともに、犬の放し飼いの禁止や散歩中のフンの片付けなど、町民が快適に過ごせるよう飼い主のマナー向上を図る必要があります。

町内の墓地については、周辺的生活環境との調和を図り、今後の需要動向を見極めて、適正な管理を進める必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現状 (基準年度)	目標 (平成31年度)
巡回パトロールの年間稼働日数	日	365 (平成25年度)	365
浄化槽定期検査(11条検査)実施率	%	29.3 (平成25年度)	40.0

【施策の内容】

(1)生活衛生の充実

トイレの水洗化と生活排水浄化の促進を目的に、公共下水道計画区域と浄化槽整備区域に分け事業を推進します。

公共下水道計画区域は、事業区域を拡大して下水道整備を推進し、町民の早期接続を促進します。浄化槽整備区域は、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換を促進するため、町が合併処理浄化槽を設置し維持管理・清掃などを行う、または既設の合併処理浄化槽を町への帰属を促進して維持管理・清掃などを行う浄化槽設置管理事業を推進します。

(2)地域環境の充実

秩父地域1市4町(横瀬町、秩父市、皆野町、長瀬町、小鹿野町)で策定した、「ちちぶ環境基本計画」に定めた望ましい環境像「荒川の清流が 未来につながり だれもが生き生きと安心して暮らせるまち」の実現を目指し、町民・事業者・行政が一体となり協働で環境

第1章 生活環境

保全に取り組みます。

山林や河川へのごみの不法投棄防止のため、町民クリーンパトロール員や関係機関と連携しパトロールの強化や清掃活動を実施し、“捨てない、捨てさせない”環境づくりを推進します。

町民の健康に直接関わる大気中の粉じんや河川水質は継続的に測定・監視し、測定値が悪化した場合には環境対策を迅速に実施します。

(3) 廃棄物処理の充実

ごみの減量化はごみ処理の環境負荷を軽減し、地球温暖化防止にも貢献します。すでに減量化の取り組みは普及していますが、今後も継続して減量化を進めるため、環境意識の啓発と広報活動を引き続き実施します。

リサイクル・再利用が可能な資源ごみは、町民や事業者に啓発を図り、分別収集の徹底や資源回収を強化し資源の有効利用を促進します。

家庭や食品関連の事業所から廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料を精製して公用車に使用します。これにより、省資源の推進、温室効果ガスの削減、廃食用油の廃棄による河川水質の向上が推進されます。

2. 自然環境づくりの推進

【現況と課題】

町の恵まれた豊かな自然環境を保全しながら林業、農業、観光などの産業に活用し、本町にふさわしい豊かな自然と共生したまちづくりを推進していく必要があります。町域面積の80%以上を占める森林はかけがえのない自然資源ですが、林業の低迷に伴いスギ、ヒノキなどの人工林は、枝打ちや間伐などの手入れが滞り荒廃しています。森林保護だけでなく、山間部の地滑り災害を防ぐためにも、人工林の適切な管理は必要です。

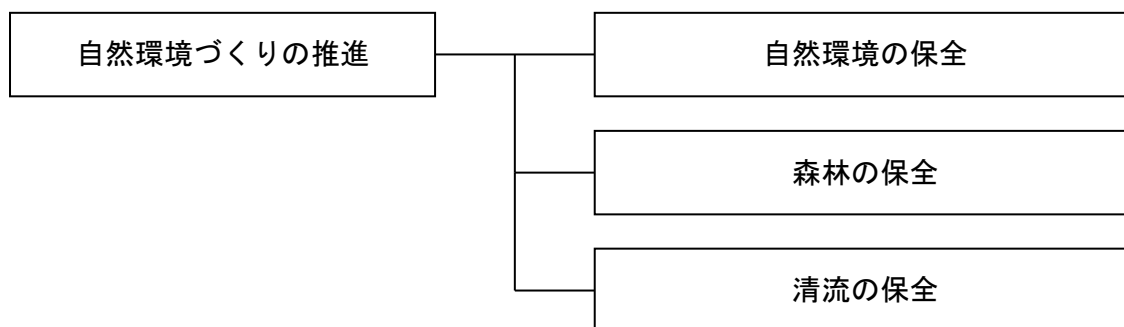
また、人工林だけでなく、多様な広葉樹林も本町の財産です。荒廃した人工林を広葉樹林へと誘導することにより、生物多様性に富んだ森林になることが期待されます。広葉樹は、紅葉などの森林景観に魅力を与え、観光資源としての役割を担っています。

さらに、森林資源により生み出される横瀬川の清流は、多くの町民に心の安らぎと潤いを与えてくれています。この清流を保全するためには、水源地となる森林の環境保全と生活排水の処理が必要です。また、水源地から町内の流域を含め、総合的な水源の涵養と水質保全が望まれます。

このように豊かな自然環境に恵まれている本町ですが、維持管理を怠れば良好な資源は損なわれていきます。美しい農村風景と森林、河川からなる自然環境は、観光振興の一翼を担っています。四季を通して、観光客が来訪したいと感じる町の歴史・文化や自然環境を活用し、里山と水辺を組み合わせたレクリエーションエリアの整備は、憩いと安らぎを与える空間となります。美しい農村・森林景観を守るためには、増加傾向にある耕作放棄地の再生に向けた取り組みも不可欠です。

荒廃した人工林の管理と広葉樹への誘導、水質汚染対策、公共下水道・合併処理浄化槽の整備、耕作放棄地対策を通して豊かな自然環境を守り、次世代へ残していくことが求められています。

【施策の体系】



第1章 生活環境

【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
環境保護意識の啓発回数	回	12 (平成25年度)	12
水質環境基準の達成 (横瀬川町内最下流地点におけるBOD (生物化学的酸素要求量))	mg/l	1.1 (平成25年度)	0.75
鳥獣被害面積	ha	2.82 (平成24年度)	2.40

【施策の内容】

(1) 自然環境の保全

町民の自然保護意識の更なる醸成を図るため、環境保護について広報紙や学校教育の場などを活用し、引き続き啓発活動を推進します。環境保全団体と連携し、武甲山、横瀬川、寺坂棚田など、自然環境の保全に努めます。

また、特定外来生物を防除し、動植物の生育環境を保全に努めます。

さらに、近年、植樹した町の木である「もみじ」を適正に維持管理し、町民や観光客が四季を通して楽しめるような景観を育てます。

(2) 森林の保全

森林の適切な保全や水資源を確保するため、人工林の間伐・整備を進めるとともに、荒廃した人工林を広葉樹林へと誘導します。

また、鳥獣被害状況の把握に努め、個体数を調整しながら有害鳥獣の捕獲を行い、幼齢木の食害や樹皮剥ぎ被害などの防止に努めます。

さらに、森林浴や自然観察の場として、自然遊歩道やレクリエーション広場を整備し、憩いのあるふれあいの場の創出を目指します。

(3) 清流の保全

清流の環境を守るため、生活排水対策による河川の水質浄化を計画的に推進するとともに、町民やボランティアによる河川の美化運動を促進します。

また、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換を促進し、地域全体として生活排水の適正な管理を行うことにより横瀬川の水質向上に努めます。

さらに、森と川が織りなす自然が、憩いと安らぎを与える空間になるよう、自然景観や生態系に配慮した親水エリアの整備を進めます。

3. 地球温暖化対策の推進

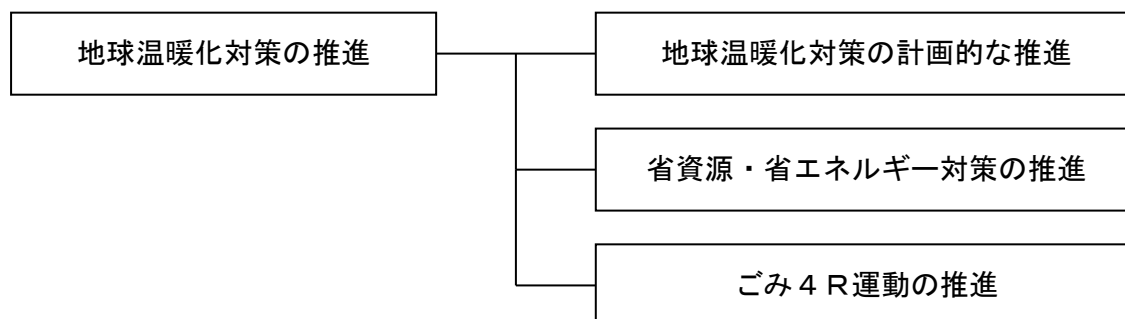
【現況と課題】

近年、注目されている環境問題として、二酸化炭素、フロンガスなどの温室効果ガスによる地球温暖化が、深刻の度合いを深めています。最近の集中豪雨や豪雪による山間部の集落の孤立化などをみても、異常気象の発生頻度は増え、規模も大きくなっています。

このため、地球規模で省資源・省エネルギーをはじめとする地球温暖化対策が求められています。これまでも本町では、公共施設への太陽光発電システムの設置や防犯灯のLED化など、省資源システムの導入に力を入れてきました。今後も廃食用油の回収と再エネルギー化を行ない、公用車への燃料としての再利用にも積極的に取り組むなど、省資源・省エネルギー対策を推進していく必要があります。

町民には家庭ごみの排出量減量化のため分別収集の徹底を促進し、有価物の回収量増加に取り組むことが求められます。そのためには、節電や節水についての教育・啓発やリサイクル伝言板などを通して省資源・省エネルギーに関する意識の向上、「ごみ4R運動」を中心とした資源の有効活用を図っていく必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現状 (基準年度)	目標 (平成31年度)
住宅用太陽光発電システムの補助件数 (累計)	件	-	150
ごみの排出量 (1人1日当たり)	g	730 (平成25年度)	705

【施策の内容】

(1) 地球温暖化対策の計画的な推進

平成22年度に策定した「第1次地球温暖化対策実行計画」は平成26年度で計画年度が終わるため、平成27年度より新実行計画を施行し、関係機関と連携し総合的かつ計画

的に地球温暖化対策を推進します。

(2) 省資源・省エネルギー対策の推進

町民や事業者の省資源・省エネルギー意識の向上を図るため、広報紙やパンフレットの配布による教育・啓発活動を引き続き実施します。また、公共施設や公用車においては新エネルギーの導入やクリーンエネルギーの採用に努めます。

公共施設については、LED電球への切り替えを進め、電力エネルギーや紙類の使用量削減に積極的に取り組みます。

(3) ごみ4R運動の推進

ごみの減量や有価物の回収を増やすため、「ごみ4R運動」を積極的に推進します。町民には引き続きごみカレンダーによる分別収集の徹底や家電リサイクルの有効性を説明し、広報紙やパンフレットによるリサイクル(再資源化)やリフューズ(抑制化)意識の啓発活動を推進します。

また、家庭で不用になった品物の情報や必要とする品物の情報を提供するリサイクル伝言板制度を活用し、不用品のリユース(再使用化)とごみのリデュース(減量化)を図ります。

ごみの有価物については、地域住民団体や再生資源卸売業者などと連携し、回収率を上げます。「ゴミは資源となり、リサイクル(再資源化)・リユース(再使用化)できる」ことが認識でき、よりゴミへの関心を高め、分別収集などの周知徹底を図ります。

回収した廃食用油を軽油の代替燃料として公用車などで再使用し、ごみのリデュース(減量化)を図ることにも取り組みます。

4. 防災・消防体制の充実

【現況と課題】

東日本大震災や集中豪雨による各地の土砂災害を教訓にして、地域の防災・危機管理体制の見直しが進められています。平成26年2月の豪雪では、本町でも住宅や農業施設に被害を受けただけでなく、数日間孤立した山間部の集落もあり、防災対策の重要性を改めて認識させられました。

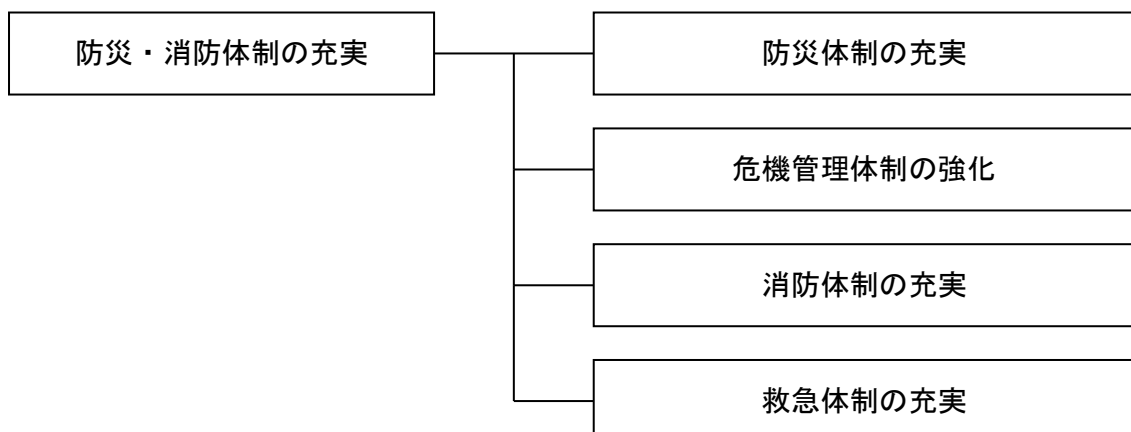
治山・治水対策では、河川の管理・改修を重点施策として位置づけ、土砂災害ハザードマップや防災ガイドブックの作成、防災行政無線を整備し、防災用品の備蓄や訓練などにも力を注いできました。平成25年には東日本大震災の教訓を取り入れ「横瀬町地域防災計画」を改訂し、インターネットの普及にあわせ、町のホームページから災害情報を提供するなど、緊急時に迅速な対応ができるように防災体制を整備してきました。

今後も「横瀬町地域防災計画」に基づき、非常時に備えた施設整備とともに、関係機関との連携強化と総合的な防災訓練の実施に加え、町民の自主防災意識の向上を図る必要があります。災害発生時に現地で迅速に活動する自主防災組織の確立とリーダーの育成、災害用備品の保管・維持管理を進めていくとともに、近隣自治体とも連携しながら、大規模な自然災害に備え、防災・危機管理体制を強化していく必要があります。

消防団については、平成26年4月現在で本部・5分団117名で組織されていますが、近年、団員不足の状態が続き、団員の確保は難しい状況にあります。そのため、平成19年には消防支援隊を設置し、消防団との連携を強化し消防活動の後方支援をする体制を整えています。

救急業務については、高齢化の進行に伴い救急車での搬送者数は増えていますが、病院勤務医が不足していることから、迅速な救急業務を維持することが困難な状況になってきています。こうした状況の中、救急業務に携わる医療関係者の負担を軽減し、適切な救急医療の水準確保が課題になっています。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
自主防災組織の設置率	%	88 (平成25年度)	100
消防団員数	人	111 (平成25年度)	144

重点指標

【施策の内容】

(1) 防災体制の充実

住民意識調査(平成25年度実施)では、「防災・消防体制の充実」が今後重点的に取り組むべき最重要施策として回答が寄せられました。また、平成26年の記録的な大雪により住宅や農業施設などが大きな被害を受け、一部の山間部集落が孤立したため、防災に対する意識が高まり、防災体制の整備が求められています。こうした状況を鑑み、「横瀬町地域防災計画」を見直します。

避難訓練などの防災訓練を継続的に実施し、国・県に国県道拡幅工事や崖地対策・砂防・治山工事などを要望します。災害時の情報確保として、安全・安心メールや緊急速報メールの共同利用、インターネットを利用したサービスの活用など、非常時の通信網を確保します。

また、「横瀬町避難行動要支援者避難支援プラン」や女性に配慮した避難所の整備や災害用備品・消耗品・食料などの継続的備蓄、備蓄倉庫の整備を進めます。

さらに、地域での防災行動を円滑にするため、自主防災組織の設置率の向上と自主的な活動の周知徹底を図り、継続的な防災訓練による身近な防災を推進します。

全国で多発する地震への対応としては、住宅等耐震診断・耐震改修補助制度の周知を図り、建築物の耐震化を促進します。

(2) 危機管理体制の強化

あらゆる危機的な事象に対して、横瀬町危機管理対応指針などにに基づき、迅速かつ適切に対応します。平常時には、行政区や自主防災組織、消防団、学校などと連携しながら、定期的な避難訓練の実施と研修会などの開催により、危機管理意識の向上に努めます。

さらに、基本モデルとなる避難計画を策定し、避難体制の整備を促進します。

感染症については、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染症の発症・拡大の予防に向けて、各感染症の対応マニュアルなどの整備と感染症予防具などの配備によって対応します。

(3) 消防体制の充実

消防署分署の充実・強化を進めるとともに、消防施設や機械器具などの整備・拡充に努め、消防体制の強化を図ります。消防団や消防支援隊、自主防災組織の連携や活動の充実による自主防火管理体制の強化を図ります。

さらに、災害を未然に防止するため、関係団体と連携しながら、町民への予防消防の充実と防火意識の高揚を図ります。

(4) 救急体制の充実

救急搬送体制の充実とともに、町民に対して、救急処置法やAED使用法、救急時の対応に関する知識の普及・啓発を図ります。

また、秩父地区救急医療対策協議会を通じて、救急業務の効率化と救急医療機関との連携強化を図るほか、ちちぶ定住自立圏・ちちぶ医療協議会により、広域的に医師・医療スタッフの確保と救急医療の充実に努めます。

5. 防犯・交通安全の推進

【現況と課題】

車社会の伸展により、本町でも自動車の交通量は増大しています。特に観光シーズンには町外から多くの車が流入し、交通渋滞は慢性化するとともに、交通事故の危険性が高くなっています。こうした状況から、警察署、交通安全対策協議会、交通指導員、交通安全母の会との連携により、小学生や高齢者を対象とした交通安全教室など、交通安全対策を実施しています。

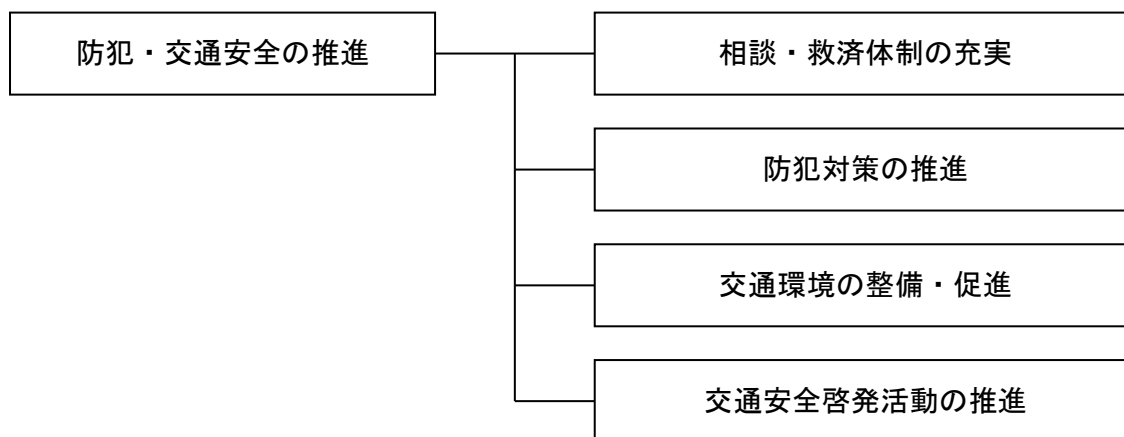
また、子どもや高齢者などの交通弱者に配慮した歩道の整備やガードレール、道路反射鏡の設置など、安全・安心な交通環境の整備を推進していくとともに、交通安全関係団体への支援を行い、啓発活動を促進する必要があります。

高齢者ドライバーの増加や子どもたちの通学時における安全確保など、課題はたくさんありますが、今後とも、交通安全施設と町民意識の両面から交通安全の確保に努め、地域ぐるみで交通事故に遭わない、起こさない体制づくりが求められます。

本町における犯罪の発生状況は、凶悪犯罪こそ少ないものの窃盗や詐欺などの発生がみられます。地域ぐるみの防犯体制づくりに努め、犯罪の発生を抑え、被害に遭わない地域づくりを進める必要があります。

さらに、児童の登下校時における防犯には、地域防犯体制の強化に努め、防犯灯を増設するなど、犯罪を抑止するための対策強化を推進する必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指標名	単位	現状 (基準年度)	目標 (平成31年度)
町内の年間犯罪発生件数	件	42 (平成24年度)	40
町内の年間交通事故発生件数(人身事故)	件	41 (平成25年度)	35

【施策の内容】

(1) 相談・救済体制の充実

犯罪被害者や交通事故当事者のさまざまな問題に対する相談を受け、問題解決のための助言を行い、当事者の救済を図るための場を提供します。また、いざというときのための「市町村交通災害共済」への加入促進を図ります。

(2) 防犯対策の推進

防犯意識の啓発を行い、地域ごとの自主防犯組織の活動を支援することにより、自主防犯パトロールの回数を増やすとともに、防犯上必要な場所に防犯灯を設置するなど、町民が安心して生活できる環境を整備します。

また、詐欺や窃盗など、犯罪情報を町民へ速やかに情報発信し、防犯意識を啓発し犯罪被害を未然に防ぎます。

(3) 交通環境の整備・促進

交通事故を防止するため、通学路・主要道路の歩道整備をはじめ、危険箇所へ注意喚起の看板などを設置するとともに、グリーンベルトの設置など、危険回避に向け交通環境の整備に努めます。

さらに、交通安全対策協議会、交通指導員、交通安全母の会など、交通安全関係団体の支援・充実に努めます。

(4) 交通安全啓発活動の推進

警察など関係機関との連携を一層強化し、街頭指導、キャンペーンなどにより、町民の交通安全意識の向上・啓発に努め、交通事故のない安心して暮らせるまちづくりを目指します。

第2章 生活基盤

1. 計画的な土地利用の推進

【現況と課題】

土地は限られた貴重な資源で、日常生活を営む上で不可欠な基盤であるばかりでなく、生活と経済の諸活動を行うための社会共通の基盤です。美しい自然や景観に恵まれた安心で住みやすいまちは、かけがえのない財産です。

本町は、三方を山に囲まれた山間地であり、森林が全域の80%占めています。宅地と農地などの平地部は10%以下であり、町民の多くは大字横瀬地区に集中しています。

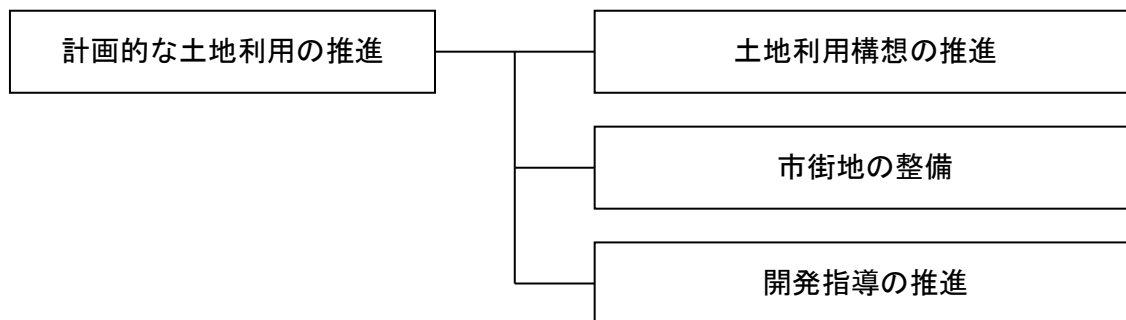
狭い平地部には住宅、農地、地域産業施設が混在しており、計画的な土地利用によって平地を有効に活用し、自然環境とバランスを取らなくてはなりません。

横瀬駅周辺は本町振興の中心地区として想定され、都市基盤を支える道路など、インフラの整備が必要です。また、自然と調和する都市景観、機能的な地区開発を進めるために土地区画整理事業・市街地開発事業などの計画的な振興計画が求められます。

人口減少が進む中、地域振興の発展により町民の定住と転入者の増加を図り、人口減少を抑えることが期待されます。

長期的な視点から町全体の振興発展をとらえ、無秩序な開発行為は避け、生活環境を保全するため、関係法令や開発行為に関する指導要綱などに基づき、自然環境と調和のとれた魅力のあるまちづくりを進めていく必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
優良開発行為の指導件数 (累計)	件	-	10
建築行為に係る後退用地等の整備件数 (累計)	件	-	10

【施策の内容】

(1)土地利用構想の推進

快適な住宅地と商業集積のための基盤整備、都市近郊型や観光型の農業地域の形成、森林資源の保全と観光・レクリエーション拠点整備などの基本方針による土地利用構想に沿って、魅力的なまちづくりを推進します。

また、国土調査法に基づき、地積調査の実施に向けて検討します。

(2)市街地の整備

横瀬駅周辺の都市機能形成と道路整備を進めます。

さらに、快適な市街空間の構築により町民の定着と転入者の増加を図ります。

(3)開発指導の推進

無秩序な開発を防止するため、関係法令や開発行為に関する指導要綱などを根拠とする開発指導によって、優良な開発を促進し、調和のとれた魅力的なまちづくりを進めます。

2. 道路・交通網の整備

【現況と課題】

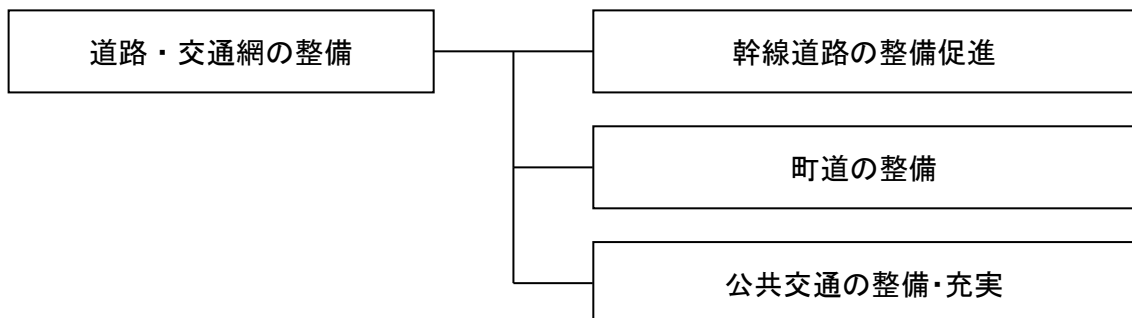
町民の生活を支える道路と公共交通機関は、活力ある地域づくりに欠かすことのできない社会資本です。道路網の整備は、町の持続的な発展や地域間交流の促進、生活基盤の整備などを図る上で、重要な役割を担っています。また、鉄道、路線バスなどの公共交通機関は、町民の利便性向上や観光客の誘客などの地域産業に不可欠なものです。

国道299号と主要地方道熊谷小川秩父線は、本町の幹線道路としての役割を担っていますが、観光シーズンには都市部から観光客が訪れ交通渋滞が発生しています。山間部に位置する本町は迂回路が少なく、交通渋滞は町全体の機能を低下させてしまいます。道路網を整備することは、国県道を補完して渋滞解消にもなります。また、通学路の歩道整備や交差点などの危険箇所の解消についても、引き続き進める必要があります。

町内には西武鉄道西武秩父線が運行しており、横瀬駅と芦ヶ久保駅があります。各駅の1日平均乗降人員は横瀬駅1,781人(平成25年度)、芦ヶ久保駅329人(平成25年度)で、両駅とも漸減傾向でしたが、平成25年度の利用促進事業等により増加しています。今後も横瀬駅、芦ヶ久保駅ともに、駅施設と駅周辺の道路や観光施設の計画的な整備を進め、利便性向上と鉄道利用者数の増加を図る必要があります。

路線バスは3路線(横瀬線、定峰線、三沢線)が運行されていますが、輸送人員は減少傾向にあります。高齢化社会では路線バスの役割は重要であり、運行の維持について支援をしています。また、地域公共交通を補完するために、コミュニティバス「ブコーさん号」の実証運行を平成24年10月から開始しており、今後は、地域公共交通網を再編するなど、利便性向上を図る必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単位	現状 (基準年度)	目標 (平成31年度)
町道改良延長	km	64.84 (平成25年度)	67.7
橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕	橋	1 (平成25年度)	13
鉄道事業者への要望件数(累計)	件	—	40

【施策の内容】

(1) 幹線道路の整備促進

国道299号と主要地方道熊谷小川秩父線をはじめとする幹線道路の整備を促進し、安全性の確保と渋滞の解消を図るとともに、地域産業を支え地域振興を牽引するインフラ機能の整備についても促進します。

(2) 町道の整備

町道は、町民生活に密着した身近な道路です。幹線道路の役割を担う国県道との連携を図るとともに、歩道整備や危険箇所の解消など、通行者にやさしい道路整備を計画的に推進します。

また、道路橋については、その多くが供用後30年以上経過しており、老朽化が進行していますが、平成24年に策定した「横瀬町橋梁長寿命化修繕計画」に従い、計画的に修繕工事を実施し長寿命化を図ります。

(3) 公共交通の整備・充実

「横瀬町地域公共交通アクションプラン」に基づき、鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシーによる地域公共交通の再編を進め、マイカーの通行量を減らすとともに、交通弱者である、高齢者や障がい者などの交通利便性を改善します。

また、駅などの施設のバリアフリー化を進めるとともに、利便性を向上させるための事業を実施し、利用促進を図ります。

3. 居住環境の整備

【現況と課題】

居住についてのさまざまな要望やライフスタイルに応える居住環境を整備し、自然環境を守り、歴史・文化を継承した豊かな暮らしの実現が必要です。

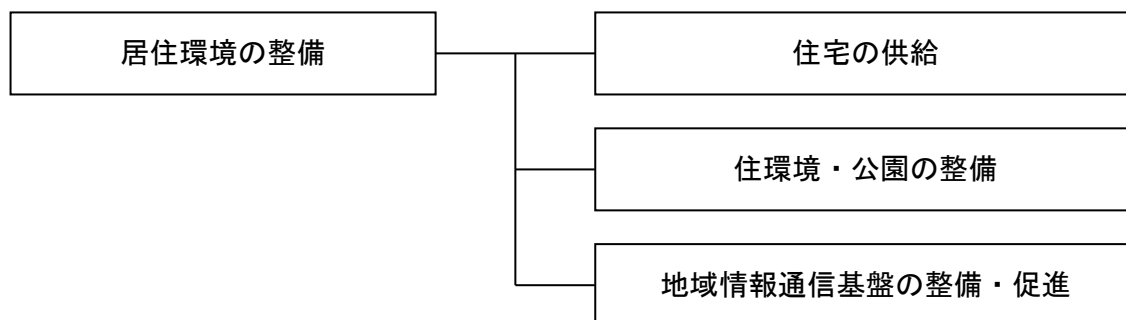
公営住宅は、平成26年6月現在、町営住宅1団地(44戸)、県営住宅1団地(24戸)ありますが、町営住宅は老朽化が進んでおり、新たな整備などが課題となっています。また、快適な居住環境の提供により、定住者の転出を防ぎ、周辺地域からの転入者の増加を図りながら、本町の活性化を促進していく必要があります。

町民が安全・安心して利用できる身近な公園施設として、ウオーターパーク・シラヤマや農村公園、8カ所のコミュニティ広場があります。施設と遊具などの定期的な点検や修繕を実施し、町民が安心して使える・親しめる公園として維持管理を行っています。

さらに、快適な住環境を創出するため、オープンガーデンをはじめ、寺坂モデルルートや大堀川などの花いっぱい運動、公共施設・公用地の緑化など、潤いのある環境づくりをコミュニティ団体などと協働で引き続き展開し、支援する必要があります。

また、インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの普及が進んだことから、ホームページ、Eメールを活用した本町の情報の発信や携帯電話、スマートフォンなどへ防災・防犯情報メールを配信するなど、より積極的な情報提供を実施する必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基 準)	目 標 (平成31年度)
ウオーターパーク・シラヤマの 年間利用者数	人	4,987 (過去4年間の 平均値)	5,700
改修住宅棟数(累計)	棟	-	50

【施策の内容】

(1) 住宅の供給

若者の定住、UJIターン者の増加などを促進するため、新婚世帯向けの家賃補助制度の継続と住宅リフォーム補助制度などによる居住環境の向上を支援し快適な住居を提供するほか、住宅の供給方針の決定や実施策などを検討します。

また、「ちちぶ空き家バンク」と連携し、空き家や空き地の有効活用を図るための情報発信を積極的に進めます。

(2) 住環境・公園の整備

緑に包まれた住環境づくりを整備するため、公共施設などの緑化を進めるとともに、町の木である「もみじ」など、広葉樹林の整備や維持管理に努めます。

また、町民が身近に利用できるウオーターパーク・シラヤマや農村公園、コミュニティ広場においては、施設と遊具などの定期的な点検や修繕を実施し、安全に利用できる公園として整備や維持管理を推進します。

さらに、憩いと安らぎの場を兼ねた親水性の高い河川環境づくりに取り組みます。

(3) 地域情報通信基盤の整備・促進

公共施設における公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備や防災・防犯情報のエリアメール配信を行うなど、町民の利便性を考慮した情報化を推進します。

また、情報関係機関との連携により、地域情報ネットワークの構築や情報発信の強化を図ります。

4. 上水道の整備

【現況と課題】

「水」は人間の生命を維持していくために必要不可欠なものであり、水道はライフラインとして重要な役割を担っています。

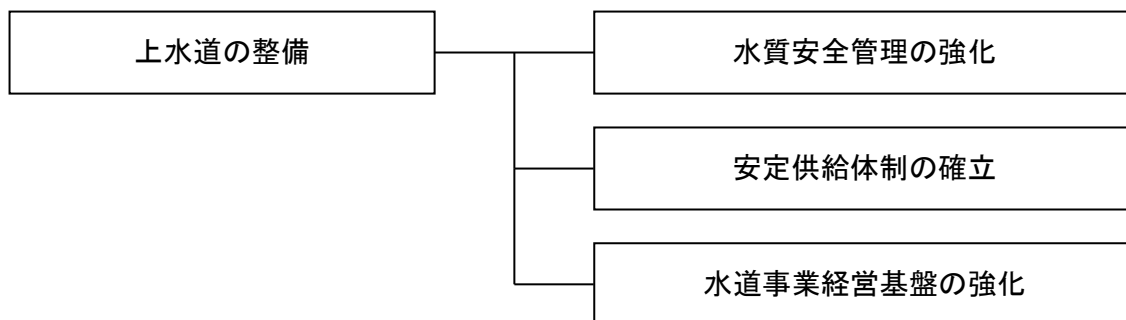
平成25年度における給水戸数は3,290戸、給水人口は8,748人、年間給水量は1,026,769m³で、そのうち家庭用が70.4%、工業用が13.9%、営業用が13.4%となっています。人口減少や企業における水の循環利用、節水意識の高まり、節水型機器の普及により、今後も給水量は減少すると見込まれています。

その一方で、老朽化した浄水・配水施設などの修繕や更新、漏水対策の強化など、安定供給を図るための施設整備コストが増加し、人口密度が低い本町では、こういった施設整備コストが給水原価などに影響を及ぼします。このため、各水道施設の更新需要を見据えた計画的な更新に取り組んでいく必要があります。

さらに、節水型社会の実現を目指しながら町民のニーズに応えるため、施設の効率的な維持・管理により経営の効率化を図り、財政の健全性を保持するとともに、これまで以上に安全で安定した水道水の供給に努めていく必要があります。今後、水道事業のさまざまな課題を単独で解決していくのは困難と思われ、水道事業を秩父圏域の課題の一つとして捉え、広域化の準備を進めています。

姿見山浄水場をはじめとする水利権についても、秩父地域水道広域化委員会と各専門部会において統合の準備を進めていく中で、現状の水利権許可水量を調整していく必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
有収率	%	88.36 (平成25年度)	89.32
老朽管延長	m	1,856 (平成25年度)	1,337

【施策の内容】

(1)水質安全管理の強化

遠隔監視装置と職員の巡回による各施設の徹底した安全管理を実施します。

さらに、定期的な浄水場での水質検査業務を実施し、水質基準に適合した水の生成に努めます。

(2)安定供給体制の確立

漏水時の対応、地震や風水害などによる自然災害への対応などを整備し、緊急時においても飲料水を安定供給できる体制を確立します。

(3)水道事業経営基盤の強化

平成28年度から予定されている秩父広域水道事業において、施設の共同化や管理の一体化を行い、経営や技術の基盤強化を目指します。

今後も町民に対する水道事業への理解や協力を得るため、広報活動などによる普及や啓発を引き続き実施します。

5. 下水道の整備

【現況と課題】

近年の都市化の進展や生活環境の多様化に伴い、生活排水による公共用水域の水質汚濁が進行しました。

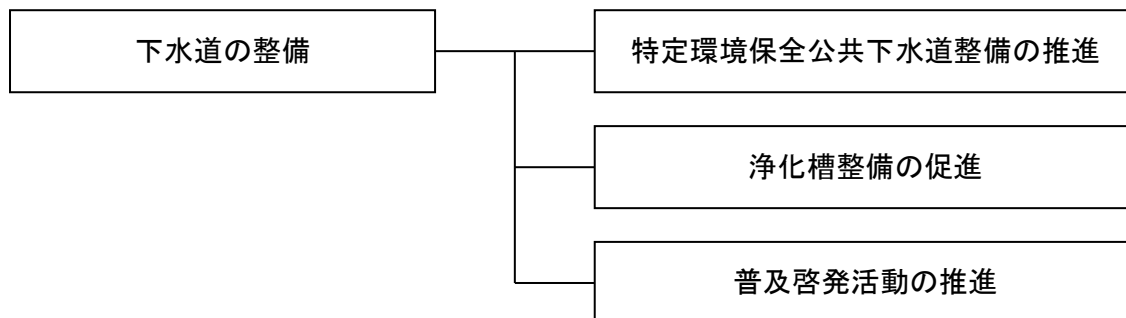
このような問題に対処するため、昭和62年3月に「横瀬町下水道整備基本計画」を策定し、中郷、川東、川西(一部)、宇根(一部)地区を対象とした特定環境保全公共下水道事業の認可を受け、公共下水道事業を推進しています。

さらに、事業の適正な経営と事業区域の拡大などを図るため、全体計画と事業計画の検討を実施し、事業計画の変更を行っていく必要があります。

また、平成26年10月からは、公共下水道計画区域外を浄化槽整備区域と位置付け、町が浄化槽を設置・管理する浄化槽設置整備事業を開始しました。

これらの事業を積極的に推進することにより、効率的かつ効果的に生活排水の浄化を図り、公共用水域の保全を積極的に進めていく必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現状 (基準年度)	目標 (平成31年度)
公共下水道普及率	%	65.7 (平成25年度)	81.6
水洗化率	%	84.3 (平成25年度)	87.0
出前講座、下水道教室の参加者数	人	365 (平成25年度)	460

重点指標

【施策の内容】

(1) 特定環境保全公共下水道整備の推進

段階的に事業区域を広げ、今後も早期に公共下水道が整備できるよう特定環境保全公共下水道事業を推進します。

また、下水道管きょなどの施設の維持管理と水質管理センターの運営を適切に行うとともに経費削減に努め、下水道事業の健全経営を目指します。

(2) 浄化槽整備の促進

浄化槽整備区域において、浄化槽設置管理事業を積極的に行い、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の合併処理浄化槽への転換と既設浄化槽の帰属の促進を積極的に図ります。

(3) 普及啓発活動の推進

公共下水道事業と浄化槽整備事業を円滑に行い、町民の公共用水域保全の重要性の認識と水洗化による衛生環境整備の促進に努めるため、出前講座、施設見学会、イベントへの出展などを行い、普及啓発活動を積極的に推進します。

第3章 保健・福祉・医療

1. 地域福祉の推進

【現況と課題】

少子高齢化や核家族化が進行し、地域コミュニティの希薄化と地域の連帯感や助け合いなどの相互扶助機能の低下が懸念されています。また、高齢者や子ども、障がい者への虐待が社会問題になるなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

福祉政策の基本理念である「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送る」ことを実現するためには、隣近所や地域に住む人々が助け合い、支え合う地域社会を築いていく必要があります。

本町では、地域福祉において、「住んでしあわせ 来てたのしい ところと絆を育むまち」を目標像とする「横瀬町地域福祉計画」を平成23年度に策定するとともに、3つの取り組みの基本方向を設定し、具体的な事業を展開しています。

福祉サービスへのニーズが多様化する中で、必要な情報が必要な人に届けられるよう効果的な情報提供が求められているとともに、医療、保健、福祉のネットワークにより、必要なサービスが受けられる体制づくりを推進する必要があります。

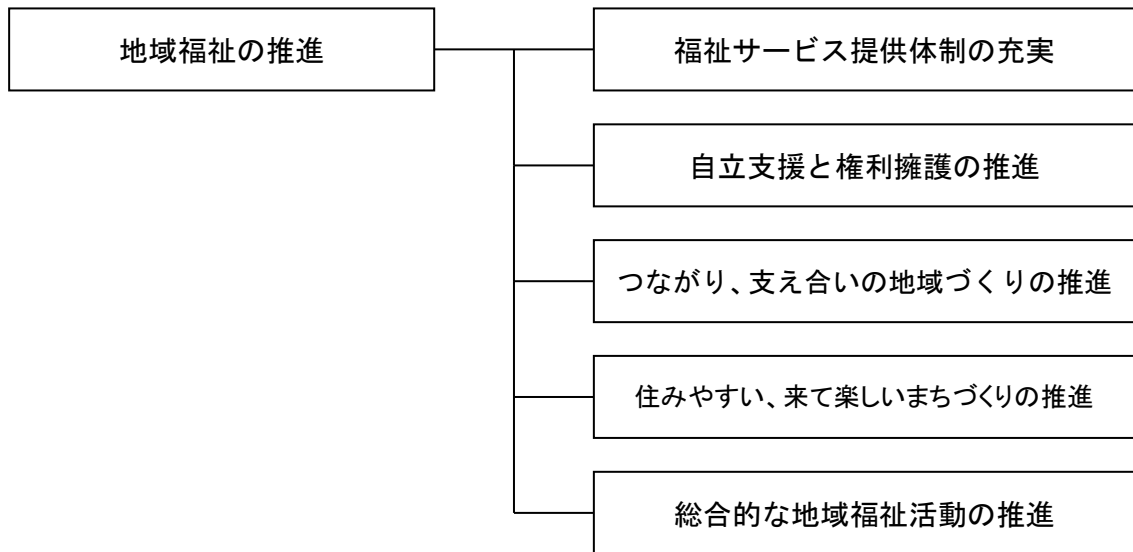
高齢者や障がい者、生活困窮者など、さまざまな困難を抱える人たちが地域や社会に参加するために、生活の安定と自立に向けた支援、権利擁護を推進する必要があります。

少子高齢化や核家族化の進展に伴い、地域コミュニティの希薄化と支え合いの意識の低下が課題となっています。地域のコミュニティ団体のネットワーク化とともに、コミュニティ活動などを促進しながら、地域福祉意識の醸成を図ることが重要です。

すべての町民が安全で快適な生活を送るためには、快適で利便性の高い公共交通手段の確保が必要です。また、公共施設などのバリアフリー化や災害時・平常時の要支援者対策、福祉と観光が一体となった交流機会の創出などを図る必要があります。

地域福祉活動の主体となる社会福祉協議会をはじめ、地域福祉団体を支援するとともに、地域福祉の指針である「横瀬町地域福祉計画」は、平成24年度を初年度とする5カ年計画であることから、引き続き地域福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、地域福祉計画を策定することが重要です。

【施策の体系】



【目標指標】

指標名	単位	現状 (基準)	目標 (平成31年度)
地域福祉計画の策定	-	策定 (平成24年3月)	策定 (平成29年3月)
避難行動要支援者登録者数	名	423 (平成26年9月 現在)	450

【施策の内容】

(1) 福祉サービス提供体制の充実

福祉サービスを必要としている人に対し、広報紙やホームページなどによる情報提供や民生委員・児童委員などの相談機関との連携による相談体制、相談内容に応じた支援体制の充実を図ります。

また、相談内容からきめ細かな生活状態を把握し、医療、保健、福祉のネットワーク化により、必要なサービスが受けられる体制づくりを推進するとともに、地域包括支援センターをはじめ、関係機関や地域と連携し、地域福祉ケア体制を検討します。

(2) 自立支援と権利擁護の推進

高齢者や障がい者、生活困窮者など、さまざまな困難を抱える人たちの自立に向け、関係機関と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度などのサービスや制度の周知徹底や相談業務などの充実を図ります。

また、ひとり暮らし高齢者の孤独死や児童、高齢者、障がい者などへの虐待などを防止するため、関係機関と連携し、迅速に対応できる体制とともに、虐待などが発見されたときのサポート体制を充実します。

(3) つながり、支え合いの地域づくりの推進

地域のコミュニティ団体のネットワーク化を図るとともに、町民会館などの拠点施設の適切な管理運営により、コミュニティ活動を促進しながら、学校などでの福祉教育や各種メディアによって、ノーマライゼーションやお互いを思いやる心など、地域福祉に対する意識の醸成を図ります。

また、地域や関係機関などが連携したブコーさん見守りネットワークの充実を図り見守り体制を強化するとともに、シルバー人材センターやボランティア団体などを支援・育成し、高齢者の簡易な就労の場の提供やボランティア活動の促進などに取り組みます。

(4) 住みやすい、来て楽しいまちづくりの推進

高齢者や障がい者など、地域のだれもが日常生活上、必要な交通の利便性を確保するため、快適で利便性の高いバス運行などを整備・充実するとともに、道路などの公共施設や駅舎などのバリアフリー化を進めます。

また、「横瀬町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、災害時の避難体制や平常時の見守り体制を整備するため、要支援者の登録を積極的に進めます。

さらに、道の駅果樹公園あしがくぼなど、既存の観光施設を充実するとともに、町民のホスピタリティの醸成を図りながら、寺坂棚田学校や町民体育祭など、各種交流活動を積極的に支援・開催することにより、ふれあいと交流の場を充実します。

(5) 総合的な地域福祉活動の推進

地域福祉活動の主体となる社会福祉協議会をはじめ、地域福祉団体を支援するとともに、積極的に連携し、地域福祉活動を進めます。

また、現行の地域福祉計画は平成28年度に終了するため、引き続き地域福祉計画を策定し、総合的かつ計画的に地域福祉施策を推進します。

2. 高齢者福祉の充実

【現況と課題】

本町の人口は、少子高齢化が進行し、平成7年をピークに年々減少しており、今後も減少していくことが推計されます。その一方で、高齢化率は年々上昇を続け、平成22年には26.3%となり、町民の4人に1人は65歳以上になっており、この上昇傾向は今後も続くことが推計され、高齢者福祉の充実が重要な課題になっています。

国では、平成26年6月に「医療・介護総合確保推進法」が成立し、地域における医療と介護の総合的な確保を推進するため、介護保険制度の改正がありました。

本町では、平成26年度に、地域包括ケアシステムの実現を継承しつつ、在宅医療・介護連携の取り組みなどを盛り込んだ「横瀬町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定しました。

高齢になっても、できる限り介護を必要とせず、生き生きと暮らすことができるよう、現在、全国一律の介護予防サービスである訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行、多様な主体での生活支援サービスの実施など、新たな介護予防サービスや地域支援事業について、「医療・介護総合推進法」によって方向性が示されています。

持続可能な介護保険制度を構築するため、要介護認定、ケアマネジメント、事業者のサービス提供など、介護保険制度運用を適切に行うとともに、介護保険事業所の実地指導などを実施する必要があります。

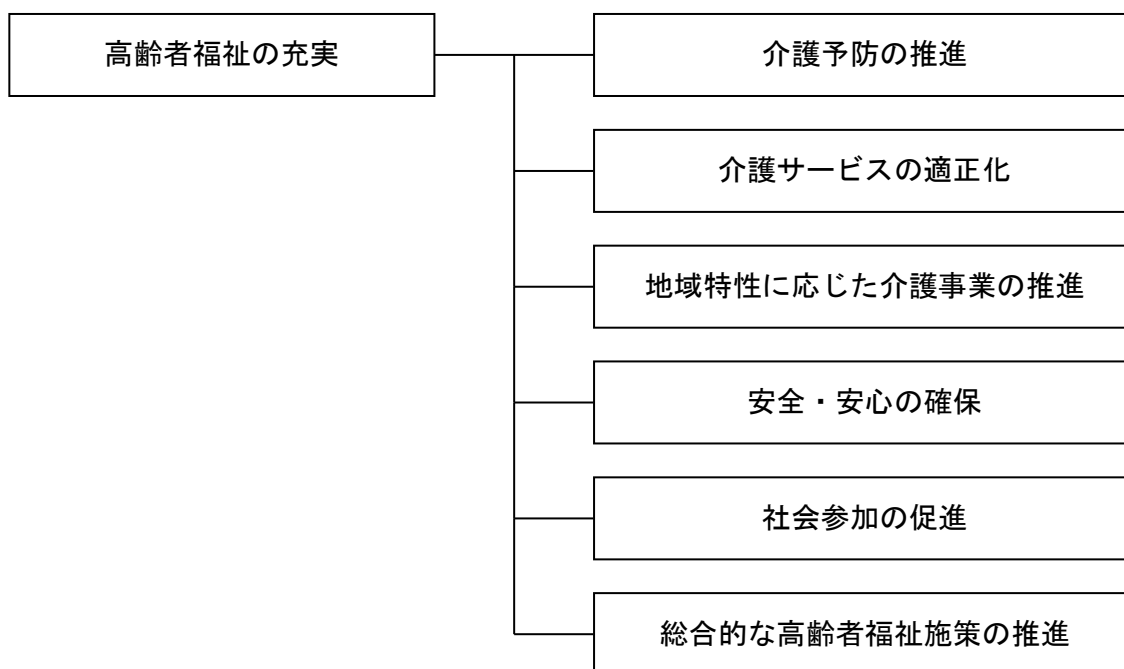
住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供され、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの実現とともに、地域密着型サービスを充実することが重要になっています。

安全・安心な暮らしのためには、関係機関と連携して介護保険制度など、必要な情報の提供や快適に行動できるバリアフリー化などの生活環境の整備、災害時・平常時を問わず高齢者などを見守る体制の整備などに積極的に取り組む必要があります。

社会の一員として生きがいのある暮らしのためには、高齢者が豊富な経験や能力を活かしながら、就労やさまざまな社会活動に生きがいをもって積極的に参加し、地域を支え合う担い手として活躍していくことが重要です。また、生涯学習やスポーツ活動、趣味などに積極的に参加し、仲間づくりとともに、生きがいをもって生活していくことが重要です。

高齢者福祉の指針である「横瀬町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」は、平成27年度を初年度とする3カ年計画であることから、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、引き続き高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定することが重要です。

【施策の体系】



【目標指標】

指標名	単位	現状 (基準年度等)	目標 (平成31年度)
健康寿命	歳	83.36 (平成24年)	84.2 (平成29年)
介護予防事業の参加者数	人	1,490 (平成25年度)	1,640
総合福祉センターの年間利用者数 (町内60歳以上利用者)	人	12,627 (平成25年度)	13,300

■ 重点指標

【施策の内容】

(1) 介護予防の推進

高齢になっても、できる限り介護を必要とせず、生き生きと暮らすことができるよう、介護予防サービスを提供します。

さらに、ボランティアやNPO法人などによる多様な生活支援サービスの提供などの介護予防・日常生活支援総合事業を進めるとともに、地域包括ケア会議を充実するなど、地域包括支援センターの運営強化をはじめとする包括的支援事業や任意事業を推進し、新たな地域支援事業に取り組みます。

(2) 介護サービスの適正化

介護保険制度の信頼性を高め、介護給付費と介護保険料の抑制を通じ、持続可能な介護保険制度を構築するため、要介護認定、ケアマネジメント、事業者のサービス提供な

ど、介護保険制度運用の適正化を図るとともに、「介護保険施設等実地指導マニュアル」などにに基づき、事業所の指導などを実施します。

(3) 地域特性に応じた介護事業の推進

住み慣れた地域で自分らしく暮らすことのできる地域づくりを推進するため、関係機関と緊密な連携を図りながら、医療・介護の連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実など、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供され、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの実現に努めます。

さらに、地域特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供するため、地域密着型サービスを充実するとともに、在宅サービス・施設サービスの強化に努めます。

(4) 安全・安心の確保

すべての人の尊厳が保たれ、安全、安心な暮らしが保障される地域づくりを推進するため、介護・福祉・保健などの情報の提供、公共施設などのバリアフリー化、災害時での避難・平常時での見守り体制、人権・権利擁護などに積極的に取り組みます。

(5) 社会参加の促進

高齢者がいつまでも地域や社会に参加し、生きがいをもって暮らすことができるよう、シルバー人材センターの機能充実などによる高齢者の就労支援、老人クラブへの支援をはじめとする生涯学習活動、地域活動、ボランティア活動の支援など、高齢者の社会参加を促進します。

(6) 総合的な高齢者福祉施策の推進

高齢者が健康を維持し、住み慣れた家庭・地域の中で、安心して生活が送れるよう、引き続き高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、総合的かつ計画的に高齢者福祉施策を推進します。

3. 障がい者（児）福祉の充実

【現況と課題】

障がいのある人は、年々増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化、本人と介護者の高齢化が進んでいます。障がいのある人を取り巻く状況の変化に伴い、国の障がい者福祉施策は、近年めまぐるしく変化し、本町はそれに対応したサービスを提供する環境づくりに努めています。

このような状況下にあって、本町では、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が顕著となっています。また、手帳所持者の増加に加え、障害者自立支援医療（精神通院医療）制度の受給者も急増し、障がいのある人やその家族からの障害福祉サービスに対するニーズはますます拡大しています。

本町では、「心ふれあう ともに生きる地域づくり」を基本理念に、「横瀬町障がい者計画及び障がい福祉計画」を策定し、障がい者の自立を支援するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスの充実に取り組んできました。

障がいのある人の相談や就労については、障がい者相談支援センターや障がい者就労支援センターを中心に支援の充実に努めています。また、秩父地域の障がい者施策全般の課題解決のため、平成20年に「秩父地域自立支援協議会」を設置し、広域的な連携のもと、障がい児者福祉の向上に取り組んでいます。

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人もない人も安心して暮らせる地域社会の実現に向け、教育・保健・福祉・医療などが連携し、子どもから高齢者までのすべてのライフステージに応じた支援体制の充実が求められています。

しかし、障がいのある人を取り巻く生活環境は依然厳しく、今後はさらに「生活のしづらさ」や「生活の質」にも目を向けた支援のあり方が問われています。

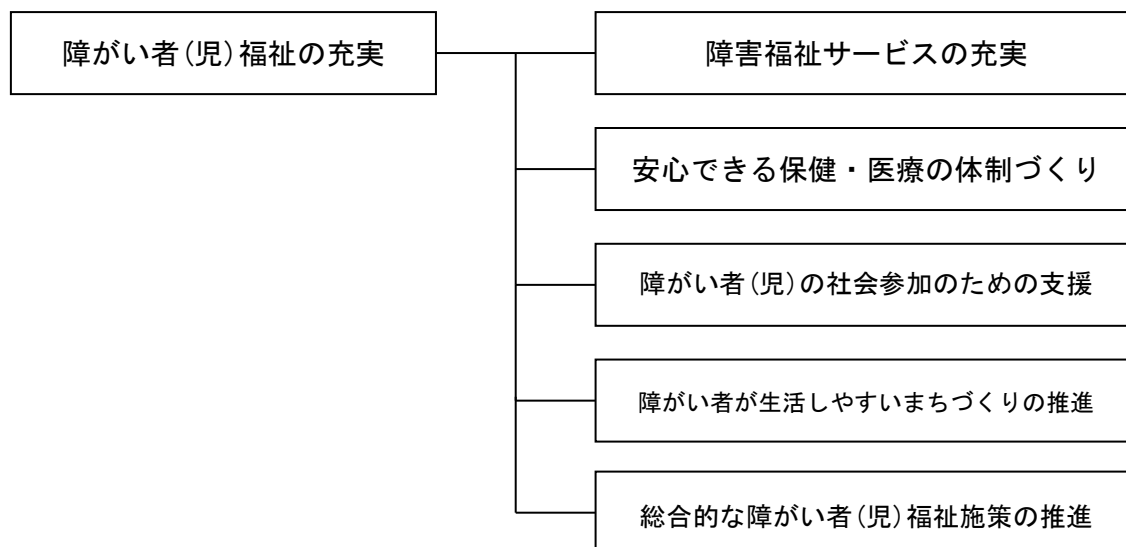
障がいのある人が、必要なサービスを自らの意思で選択し、利用できるよう障害福祉サービスの利用にかかる相談支援や権利擁護の充実が必要です。

さらに、障がいのある人の社会参加を促進するため、日中活動場などの充実に努める必要もあります。

また、障がいや障がいのある人に関する理解啓発やバリアフリーに配慮した環境整備が必要とされています。

障がい者（児）福祉の指針である「横瀬町障がい者計画及び第4期障がい福祉計画」は、平成27年度を初年度とする3カ年計画であることから、障がい者（児）福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、引き続き障がい者計画及び障がい福祉計画を策定することが重要です。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単位	現状 (基準年度)	目標 (平成31年度)
障害福祉サービスの年間利用者数	人	45 (平成25年度)	50
障がい者(児)福祉に関する年間相談件数	件	1,450 (平成25年度)	1,600

【施策の内容】

(1) 障害福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、関係機関と連携し、必要なサービス提供体制づくりを進め、障害福祉サービスの充実を図ります。

また、一人一人のニーズに対応した計画的なサービスが受けられるよう、障がいのある人やその家族などからの相談に迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努めます。

(2) 安心できる保健・医療の体制づくり

健康診査や保健師などによる発達支援巡回事業などを充実させ、障がいの早期発見と早期療育に向けた適切なフォローに努めるとともに、保育所・幼稚園などの関係機関に発達支援サポーターを配置し、発達支援マネージャーと連携しながら、発達に障がいのある人への支援を強化します。

また、高齢化の進行、生活習慣病の発症・重症化を予防するため、保健師や医療機関などと連携した取り組みを実施します。

さらに、障害者自立支援医療(精神通院医療)制度の周知や歯科治療相談の実施など、障がいのある人が受診しやすい医療体制の整備を図ります。

(3)障がい者(児)の社会参加のための支援

障がいがあっても生き生きとした時間を過ごせるよう、スポーツや文化・芸術などの活動の場を提供します。

また、乳幼児期から学校卒業まで、一人一人の障がいの状況に応じた保育と教育を推進するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とする特別支援教育の充実に努めます。学校卒業後も自立した生活を営むことができるよう、就労相談の充実に図り、雇用の確保に向けた支援に努めます。

さらに、成年後見人制度や障がいのある人の虐待防止などの権利擁護事業を実施し、障がいのある人の社会参加を促進します。

(4)障がい者が生活しやすいまちづくりの推進

障がいのある人に対する偏見・差別をなくすため、障がいや障がいのある人に関する理解啓発と障がいのある人が外出しやすいバリアフリーに配慮した環境整備の充実に努めます。

また、地域住民の協力による防犯や災害時における避難誘導體制の確保に努めます。

(5)総合的な障がい者(児)福祉施策の推進

障がいのある人も障がいのない人も同じように普通の生活ができる社会、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が主体的に参加し、自助・共助・公助を基本として、ともに支え合う地域社会をめざし、障がい者(児)福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、引き続き障がい者計画及び障がい福祉計画を策定します。

4. 子育て支援の推進

【現況と課題】

少子化は日本全体で進行しており、今後も少子化が進むと推計されます。本町においても少子化は依然として大きな問題であり、「よこぜ 地域子ども育成プラン」を策定し、子どもを安心して産み育てることができるまちづくりを推進してきました。

保健事業では、すこやかに子どもが育つことを願い、妊娠中から母親やその家庭への支援を行っており、子どもたちが元気に育っていく「はじめの一步」の支援として、保健師を中心に関係機関と連携してサポートしています。これからも、家族同様、地域で成長を見守り、子育て支援に取り組むことが重要です。

また、育児教室として「赤ちゃんくらぶ」や「ちびっこくらぶ」を開催し、遊びを通して発育や育児相談を行い、相談体制の強化を図ってきました。

平成20年度からは、子育て中の親子が気軽に集う「地域子育て支援拠点事業かわせみひろば」を児童館内に開設し、子育て中の悩みや不安を一緒に話し合える居場所づくりを推進してきました。

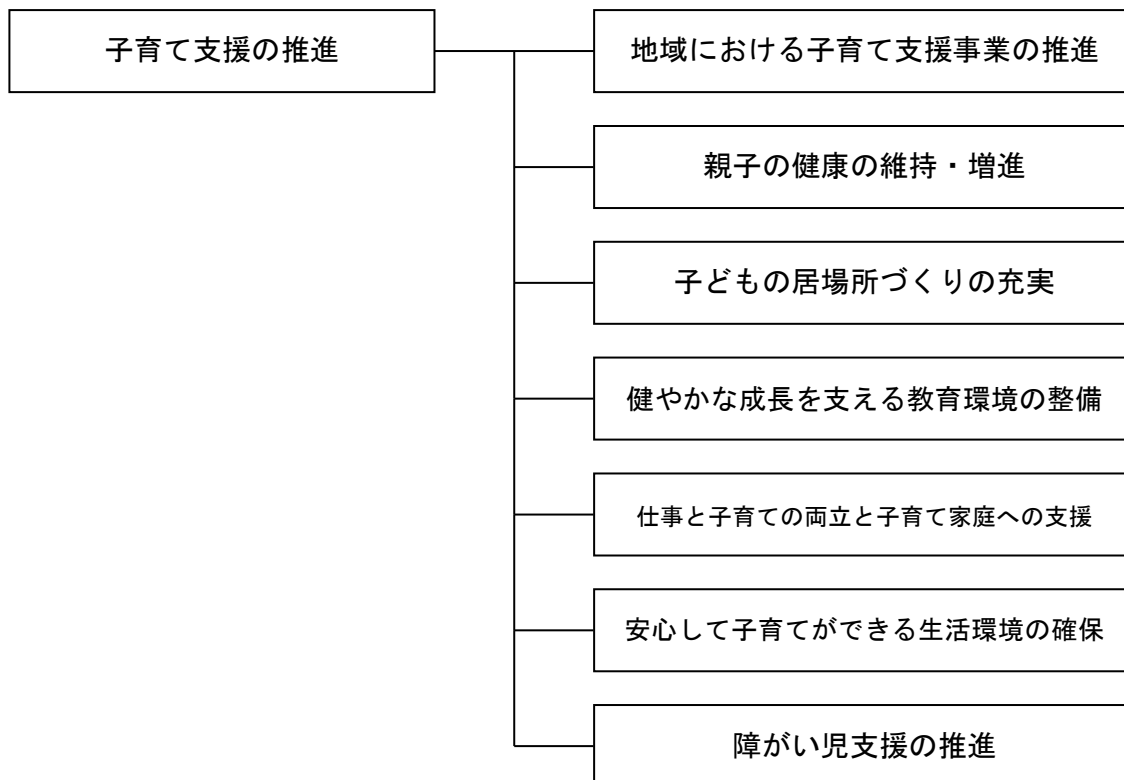
平成22年度には「出張ひろばメープルの森」を旧芦ヶ久保小学校内に開設しました。今後も、多くの子育て家庭の交流の場・情報交換の場として利用拡大が期待されています。

また、保育所においては、地域子育て支援センターを開設し、地域における子育て支援事業の充実に努めてきました。

さらに、平成27年度からは子ども・子育て支援新制度が実施され、子育て支援事業は、大きな制度改革の時期を迎えています。新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みとなっています。保育や子育て支援の選択肢を増やし、必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指し、子育てを社会全体で支えていくことが重要です。

大きな改革であるこの制度の実施に伴い、本町では、地域のニーズを把握し、実情にあった子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業を円滑に実施していく必要があります。また、今後は新制度を身近なものとして理解してもらうために、町民へ周知を図り円滑に子育て推進事業を実施するとともに、一層の充実に図っていく必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現状 (基準年度)	目標 (平成31年度)
児童館の年間利用者数	人	14,020 (平成25年度)	15,900
ファミリー・サポート・センターの 年間利用者数	人	0 (平成25年度)	5

【施策の内容】

(1) 地域における子育て支援事業の推進

子ども・子育て支援事業計画に基づき、長期的かつ計画的な支援を実施します。

子育て家庭の悩みや育児不安に対し、地域で支援できるよう、子育てに関する情報提供や相談体制を強化します。

子育て中の親子が気軽に集い交流できる、地域子育て支援拠点事業、児童館事業などの子育て支援事業の充実を図ります。

(2) 親子の健康の維持・増進

妊娠、出産から子どもとその家族の健康を見守り、子育てをサポートします。

保健師による妊娠中の家庭訪問、マタニティスクールの実施、愛育班員との赤ちゃん訪問や予防接種、各種健診を実施し、必要な知識の普及や育児、発育の不安解消に取り組めます。

また、子どもの発育状況に合わせた支援ができるよう、関係機関と連携し、家族と一緒に見守りながら、引き続き成長を促す療育支援体制を充実します。

(3)子どもの居場所づくりの充実

小学生に放課後の安全な遊びと生活の場を提供するため、学童保育室事業の充実を図ります。

また、地域の人々との体験活動や交流の場として活動している横瀬小学校内の放課後子ども教室との連携を強化します。

(4)健やかな成長を支える教育環境の整備

子どもたちが心身ともに健全で調和のとれた人格を形成していくため、学校・家庭・地域が連携し、教育環境の整備を推進します。

学校においては、指導方法の工夫を図り、基礎・基本の定着に努めます。

また、不登校などの児童・生徒への支援が必要な場合の特別支援教育の一層の充実を図ります。

(5)仕事と子育ての両立と子育て家庭への支援

利用者のニーズに合わせた保育サービスや児童館事業、学童保育室事業の充実に努めます。

出産祝い金、こども医療費の助成、入学祝い金など、子育て世帯への経済的負担の軽減についても引き続き支援します。

(6)安心して子育てができる生活環境の確保

安全で安心して子育てができる環境づくりを進めるため、居住環境のバリアフリー化や親子で利用しやすい公共施設の整備に努めます。

また、子どもが事故や犯罪などに巻き込まれないよう、引き続き防犯活動や交通安全指導、避難訓練などの実施により一層の充実を図ります。

(7)障がい児支援の推進

障がいのある子どもやその家族に対して、適切な支援ができるよう、関係機関と連携し、支援体制の整備に努めます。

5. 健康づくりの推進

【現況と課題】

高齢化の進行や人口減少により、町民の医療・介護需要が今後ますます増加することに伴い、医療・介護従事者や家族の負担増をはじめ、医療費などの社会全体の負担増が予想されます。将来における町全体の負担を軽減するためには、健康づくりの推進は重要な要素となっています。

食生活や運動など、生活習慣の変化、社会的背景、ストレスなどにより、「がん」「心臓病」「脳血管疾患」「糖尿病」「心の病」など、日常生活における健康のリスクが高まっています。

近年、異常気象や大規模な地震などによる二次的な健康被害や新型インフルエンザをはじめ、多様化・複雑化する感染症など、住民の生命の安全と健康の確保を脅かす事態が発生しています。

本町では、絆で結ばれ、笑顔がはじける元気なまち～みんなでつくろう、みんなの健康、みんなの笑顔～を基本理念とし、3つの基本方針、5つの推進方策の構成により策定した「第1期健康よこぜ21プラン」を継承した「第2期健康よこぜ21プラン」を平成26年度に策定し、健康づくり施策を積極的に展開しています。

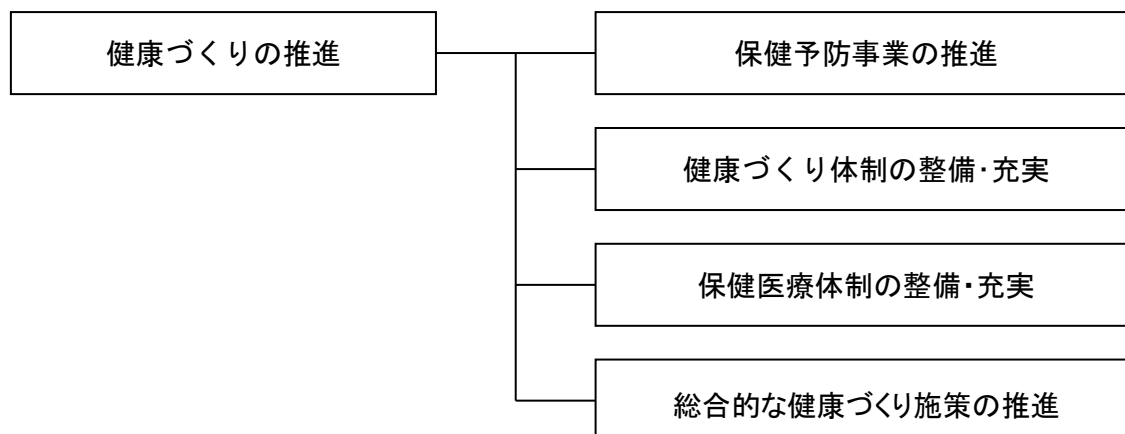
町民が主体的に健康づくりを進めるためには、自分でできる健康づくり活動など町民一人一人がそれぞれのライフステージに合わせた保健予防の取り組みを推進する必要があります。

町民が生涯を通じた健康づくりを進めるためには、それぞれの場でその特性に応じた健康づくり体制の整備・充実が必要となります。また、健康づくり活動をサポートする人財の育成・確保も重要な課題となっています。さらに、現代社会はストレス社会とも呼ばれ、体の健康のみならず、心の健康づくりが重要です。

安心して生活できる定住社会を実現するためには、医療の面においても良質で高度な医療施設が必要不可欠です。また、感染症の大流行などの緊急時に、町民の生命の安全と健康を確保するための体制の充実が必要です。さらに、ちちぶ定住自立圏などの広域的な連携により、幅広い分野に対応した医療提供体制の構築も急務となっています。

健康づくりの指針である「第2期健康よこぜ21プラン」は、平成27年度を初年度とする5カ年計画であることから、この計画に基づき、人と人(仲間)、人と地域などの絆で町全体が協働しながら、健康づくり施策を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
1歳6カ月児健診受診率	%	95.38 (平成25年度)	98
3歳児健診受診率	%	88.88 (平成25年度)	95
胃がん検診受診率	%	3.82 (平成25年度)	15
大腸がん検診受診率	%	6.46 (平成25年度)	15

【施策の内容】

(1) 保健予防事業の推進

個人のライフスタイルを尊重し、自分でできる健康づくりを継続的に進めるため、関係機関と連携し、生活習慣病の発症予防・重症化予防の支援など、それぞれのライフステージに合わせた保健予防事業を実施します。

さらに、家庭・学校・地域などと連携した食育・食環境づくりを推進します。

(2) 健康づくり体制の整備・充実

町民が生涯を通じた健康づくりを進めるため、それぞれの場でその特性に応じた健康づくり体制を整備するとともに、健康づくり活動を支援する人材が重要であり財産であるため、健康づくりサポーターとなる「人財」の育成・確保に努めます。

また、体のみならず、心の健康づくりが重要であるため、精神保健と医療を連携しながら、地域生活を支える相談と支援や総合的な自殺予防対策などをよりきめ細かに実施します。

さらに、保健事業などを通じて、健康づくりへの知識の普及啓発を図ります。

(3) 保健医療体制の整備・充実

安心して生活できる定住社会を実現するため、町民の視点に立って、一人一人の生活を大切に、健康を支え、守るための社会環境の整備に取り組みます。

また、異常気象や災害、感染症の大流行などから町民の生命の安全と健康の確保を図るため、迅速な情報提供や適切な対応など、緊急時の体制づくりを整備します。

さらに、ちちぶ定住自立圏などの広域的な連携により保健医療体制の整備・充実に努めます。

(4) 総合的な健康づくり施策の推進

生涯を通じて生き生きと生活が送れるよう、「第2期健康よこぜ21プラン」に基づき、人と人(仲間)、人と地域などの絆で町全体が協働して「生まれる前(胎児期)から高齢者まで、町民一人一人が、心も体も健やかに、自分の人生を充実して生きられる」まちづくりを推進します。

6. 社会保障制度の充実

【現況と課題】

医療保険制度、介護保険制度、国民年金制度などの社会保障制度は、将来にわたり町民が安心して健全な生活を送るための必要不可欠な制度です。

本町の国民健康保険の被保険者数は、近年、漸減傾向で推移している一方で、一人当たり保険給付額は増加傾向にあります。この状況に対処するため、これまでも保険給付の適正化や保険税の収納率向上などに努めてきましたが、現下の財務状況は急速な高齢化や構造上の問題などにより厳しく、歳入不足を補填するため、一般会計から財源を繰り入れて運営している状況です。また、後期高齢者医療においては、埼玉県後期高齢者医療広域連合を組織する一員として、適切に事務を行っています。被保険者の数が、年々増加するとともに、広域連合への負担金も増加しています。

医療保険制度は、安定した制度のもとで安心して医療サービスを享受できることが求められることから、今後も適正な運営を持続することが必要です。

また、国では国民健康保険の運営を、都道府県に移行する政策が進められていることから、今後、国の動向に留意しながら都道府県化に向けた準備を進めることが必要です。

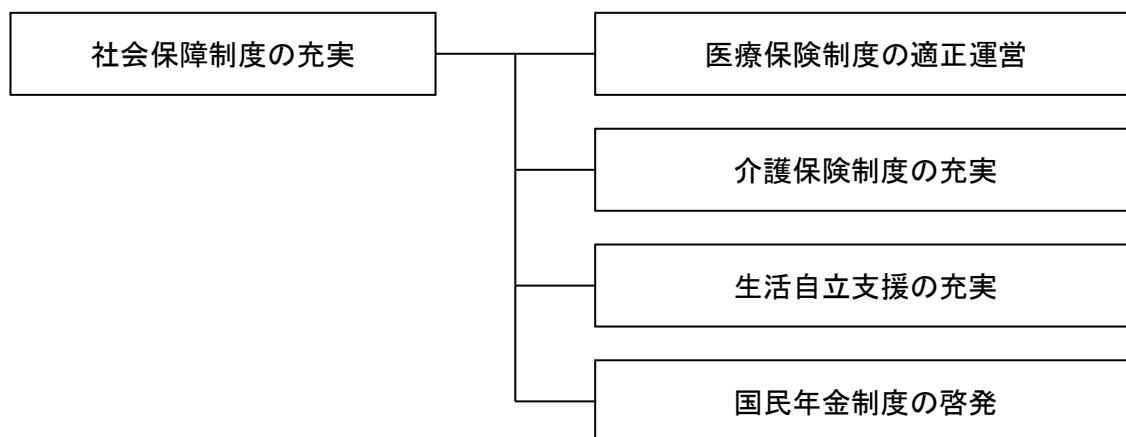
介護保険制度については、平成26年6月に「医療・介護総合推進法」が成立し、地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための改正がありました。また、本町では、平成26年度に、地域包括ケアシステムの実現を継承しつつ、在宅医療・介護連携の取り組みなどを盛り込んだ「横瀬町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定しました。

今後は、関係法令と計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して生き生きと生活が送れるよう、適正で持続可能な運営を図る必要があります。

生活保護制度については、民生委員・児童委員などと連携し、生活困窮者の相談体制の充実に努めてきました。今後さらに保護の適正実施に向けて、関係機関との連携を強化し、体制の充実に努める必要があります。

国民年金制度については、将来の年金制度への不安感を払拭するため、広報活動を通して年金制度についての正しい理解や関心を深めていく必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指標名	単位	現状 (基準年度)	目標 (平成31年度)
特定健康診査受診率	%	33.4 (平成25年度)	60
特定保健指導実施率	%	17.5 (平成25年度)	60

【施策の内容】

(1) 医療保険制度の適正運営

国民健康保険については、被保険者資格適用の適正化、保険給付の適正化、保険税の適正な賦課徴収などを実施し、適正な運営に努めます。

後期高齢者医療については、保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑かつ適正な事務を推進します。

また、特定健康診査の受診を呼びかけ、健康増進の啓発、保健指導などにより生活習慣病の予防に努めます。

(2) 介護保険制度の充実

高齢者が健康を維持し、住み慣れた家庭・地域の中で、安心して生活が送れるよう、横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、適正で持続可能な運営に努めます。

(3) 生活自立支援の充実

生活保護受給者が自立した生活が送れるよう、民生委員・児童委員などと連携し、就労、健康、生活面など総合的に支援します。

(4) 国民年金制度の啓発

国民年金制度についての理解と関心を深めるため、広報紙やホームページなどによる広報活動を推進します。

第4章 教育・文化

1. 社会教育の充実

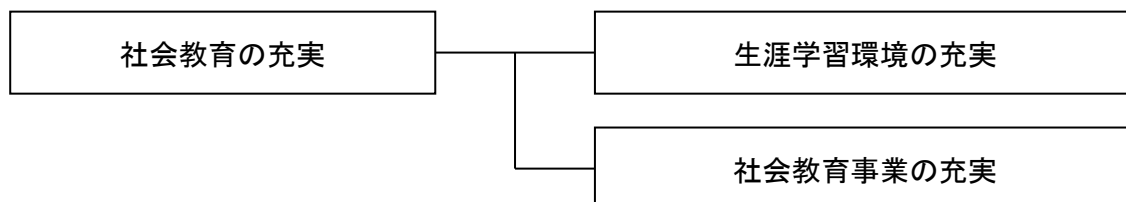
【現況と課題】

より充実した人生を送るためには、生涯にわたる自主的・自発的な社会教育を欠かすことができません。そのため、それぞれのライフステージにおいて、生涯学習を受けることができる社会を目指し、生涯学習環境や社会教育事業の充実など、社会教育の充実を図る必要があります。

本町では、公民館などの社会教育施設を社会教育活動の場として活用し、講演や各種講座などの事業を行っているほか、生涯学習推進協議会により、各地区の生涯学習活動を支援しています。また、生涯学習地区推進委員会の活性化や文化協会加盟団体への支援などにより、自主的・自発的な学習活動を促進しています。さらに、公民館、図書館、歴史民俗資料館、町民会館、総合福祉センター、児童館などでは、多種多様な講座を開催しており、数多くの学習機会を提供しています。

今後は、社会教育施設の利便性向上に向けた施設の整備・充実により、利用促進を図るほか、町民全体の学習意欲向上、時代に即した社会教育情報の提供と環境整備を実施する必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
生涯学習地区推進委員会事業の参加者数	人	951 (平成25年度)	1,100
社会教育主催事業の参加者数	人	2,593 (平成25年度)	3,500
スポーツ教室の参加者数	人	312 (平成25年度)	700
公民館の年間利用者数	人	30,678 (平成25年度)	35,000
図書館の年間利用者数	人	13,423 (平成25年度)	16,000

【施策の内容】

(1)生涯学習環境の充実

社会教育施設の利便性向上に向けた施設の整備・充実と生涯学習地区推進委員会の支援を実施します。また、町民の生涯学習への意識啓発、学習情報の提供などにより、施設と啓発の両面から生涯学習環境の充実に努めます。

(2)社会教育事業の充実

町民のさまざまな要望を取り入れ、時代に即した社会教育プログラムの提供、家庭教育の支援、人権教育の推進、公民館主催講座の充実、サークル活動への支援、図書館業務サービスの向上、生涯スポーツ活動の充実などの施策により社会教育事業を充実させ、町民の自主的・自発的な学習活動を支援します。

2. 幼児教育の充実

【現況と課題】

教育の第一歩である幼児教育は、人間形成の基礎となり、基本的な生活習慣を身につける役割を担っています。しかし、核家族化が進み、共働き家庭が増加している状況では、家庭教育を十分にすることが難しく、幼稚園、保育所、児童館などが互いに連携した幼児教育の支援が必要です。家庭と地域社会の連携も深め、社会全体で子どもの健やかな成長の手助けが必要です。

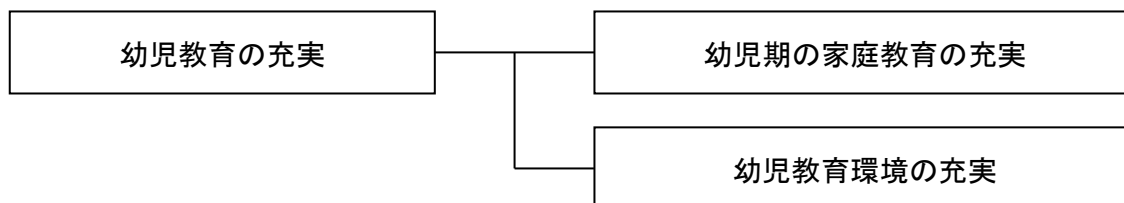
また、子どもだけを対象とするのではなく、保護者にも交流の機会を提供し、親子相互の交流も大切です。

児童館、社会教育施設などでは、幼児教育の方法、しつけの方法、親の役割などの講座を開設し、幼児教育・子育てについての悩みを受け付ける相談事業も実施しています。

幼稚園における幼児教育は人間形成の重要な役割を担っているという観点から、私立幼稚園就園奨励費補助事業により、保護者の負担軽減を図る必要があります。

また、小学校生活がなめらかにスタートできるような取り組みも必要です。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単位	現状 (基準年度等)	目標 (平成31年度)
リトルラビット事業の参加者数	組	19 (過去4年間の 平均値)	20
児童図書の間貸出冊数	冊	13,862 (平成25年度)	15,000
児童館の間利用者数(就学前児童)	人	3,372 (平成25年度)	3,700

【施策の内容】

(1) 幼児期の家庭教育の充実

出産前の妊娠期間から、親を対象とした子育て講座を開き、家庭教育についての相談を実施します。

ママとよい子のリトルラビット事業などを実施し、親子で集団活動を体験するとともに、親子のふれあいなどを促進し、地域全体で幼児教育に取り組みます。

(2) 幼児教育環境の充実

児童館では、乳幼児から17歳までの児童と保護者が安心して集い、安全に楽しく遊ぶことのできる居場所づくりや子どもたちに楽しいあそびの提供をしています。図書館では、おはなし会やブックスタート事業により、親子のふれあいの大切さや子どもに読書の楽しさを教えています。これらの事業は利用者の要望を取り入れ、より充実した内容へ見直しながら引き続き実施します。

町内の私立幼稚園については、幼児教育の推進のため、私立幼稚園振興補助事業を引き続き実施し、教育環境の整備を促進します。私立幼稚園就園奨励費補助事業についても引き続き実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

また、小学校へのなめらかな接続を図るために、幼稚園、保育所、児童館など、関係機関と連携をし、幼児教育研修会を開催します。

3. 学校教育の充実

【現況と課題】

高度情報化社会が到来し、国際化による世界各国との結びつきが強まっている時代では、豊かな感性、独創的な個性、創造力が求められます。そのような人材育成のためには、児童・生徒の能力・適性を見極め、長所を伸ばす教育が必要です。

学校教育では、児童・生徒一人一人の能力に応じた指導(個に応じた指導)を充実させ、新たな時代に活躍できる人材育成を目指して教育活動を展開していく必要があります。

教職員についても、このような教育の変化に対応できるよう一層の質的向上に努め、教育指導体制を充実させていく必要があります。

本町でも少子化が進み、芦ヶ久保小学校は閉校し、小学校は横瀬小学校、中学校は横瀬中学校のそれぞれ1校となりました。平成26年5月1日現在の小学校児童数は470人、中学校生徒数は266人となっており、児童数、生徒数ともに年々減少し、今後も減少が続くと見込まれています。

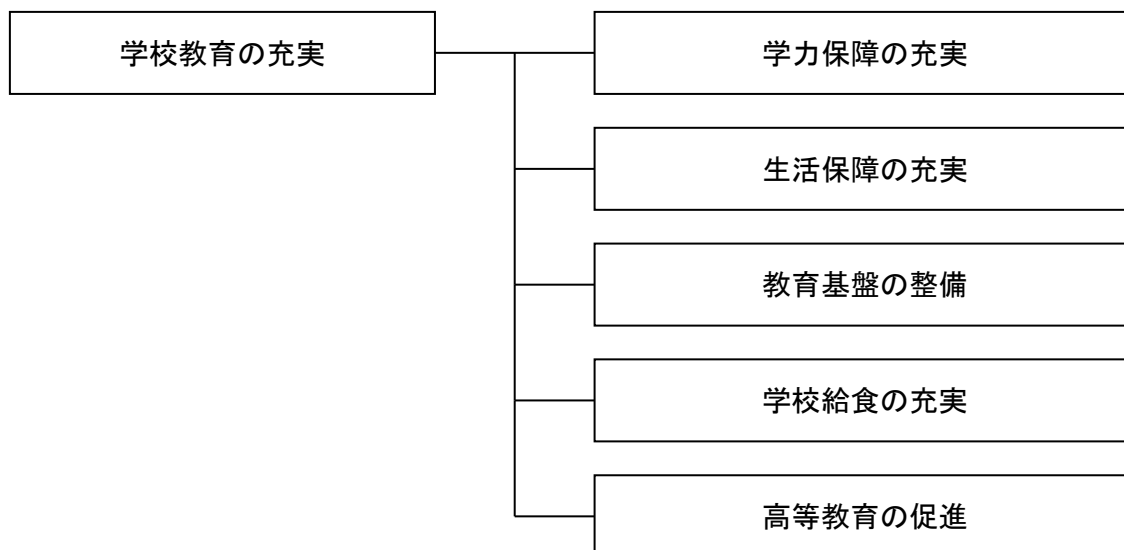
その一方で、保護者や地域住民の学校教育に対する期待は一層大きくなっています。子どもが心身ともに健やかに成長し、自ら学び自ら考えることのできる「確かな学力」と「生きる力」を育むため、教育施設の整備、学習指導体制、学校給食の充実のほか、新たに大きな問題になりつつある不登校やいじめ問題の防止対策を推進する必要があります。

安全な学校教育環境を整備するため、老朽化した校舎の建て替えなどの施設整備を図る必要があります。

また、学校給食の衛生管理の徹底を図るとともに、引き続き安全・安心でおいしい給食を供給していく体制を整えることが必要です。

高等教育において有用な人材を育成するため、育英奨学資金制度を引き続き実施する必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
県学習状況調査「学力」 正答率の平均値（小学校）	%	-	85
県学習状況調査「学力」 正答率の平均値（中学校）	%	-	85
県学習状況調査「規律ある態度」 目標達成率の平均値（小学校）	%	-	85
県学習状況調査「規律ある態度」 目標達成率の平均値（中学校）	%	-	85
新体力テスト「体力」 総合評価A+B+C（小学校）	%	84.5 (平成25年度)	85
新体力テスト「体力」 総合評価A+B+C（中学校）	%	85.9 (平成25年度)	88
学校応援団人数	人	94 (平成25年度)	120
朝食欠食率（小学校）	%	0.2 (平成25年度)	0.0
朝食欠食率（中学校）	%	0.8 (平成25年度)	0.8未満

重点指標

【施策の内容】

(1) 学力保障の充実

学校教育の充実を一層推進し、授業の質の向上を図ります。そのために、各種学力調査結果を分析し、児童・生徒の学力を定期的に把握することを通して、小・中合同研修会の開催、小・中合同公開授業・研究協議会の開催、若手教員対象研修会の開催などにより教職員の資質能力の向上を図り、学力向上を目指します。

第4章 教育・文化

指導主事、学校教育指導員、学校支援員、外国語指導助手(ALT)の配置により教育環境を改善します。また、特別支援教育コーディネーターを配置し、個々の適性や学力に応じた特別支援教育を充実させ、学力向上に努めます。

(2)生活保障の充実

豊かな心を育む教育として、3あ運動(あいさつ・あんぜん・あとしまつ)を推進し、規律ある態度や体力の育成・向上に引き続き取り組みます。また、児童・生徒の心に響く道德教育の推進と人権教育も推進し、情操教育を充実します。

小・中学校間と関係機関(警察など)、地域との連携を強化し、地域いじめ・非行防止ネットワーク推進会議の開催、教育相談体制の充実(電話・面接・訪問)、さわやか相談員の配置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などにより、不登校といじめ問題に対処します。

体力の向上については、児童・生徒体力向上推進委員会の開催のほか、体力向上推進計画に基づき、新体力テスト結果を活用して児童・生徒一人一人に適切なトレーニングを指導します。

また、通学路などの点検・整備を進め、学校・家庭・地域社会が協力して児童・生徒の安全確保に努めます。

(3)教育基盤の整備

学校・家庭・地域社会の協働による学校応援団の活動を支援し、地域社会全体で児童・生徒の安全・安心を確保します。また、職場体験、ボランティア体験、農業体験などの体験学習を充実させ、教育基盤を多様化します。

老朽化した校舎の建て替えや非構造部材の耐震化などの施設整備を計画的に取り組みます。

(4)学校給食の充実

学校給食は郷土色を取り入れ、地域に根ざした食育を推進するとともに、食や環境に関する教育を行い、児童・生徒の健康な食生活習慣の確立を図ります。

安全・安心でおいしい給食を供給していくため、給食施設の適正な維持管理、給食調理の衛生管理を徹底します。また、安定した調理体制を図るために、調理業務の民間委託を推進します。

(5)高等教育の促進

育英奨学資金貸与事業の活用を促進し、高等教育への進学を支援します。

4. 青少年の健全育成

【現況と課題】

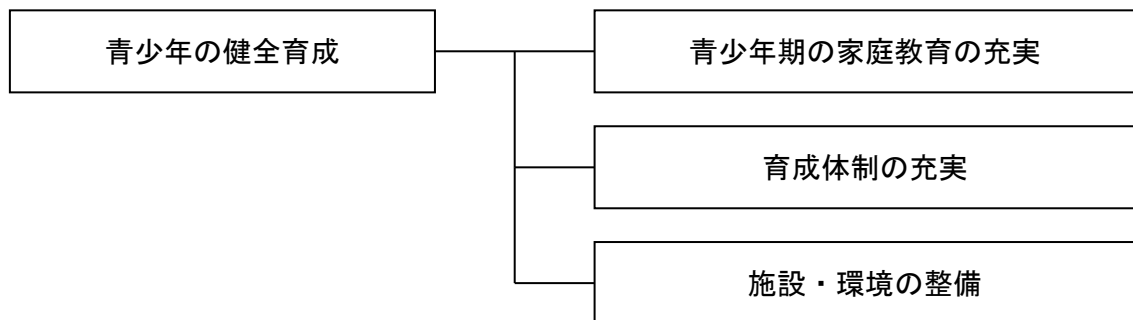
青少年をとりまく環境は、核家族化、少子化、都市化の進展や地域連帯感の希薄化などにより、社会の中で放任されやすい状態になっています。また、携帯電話やインターネットの普及に伴う情報の氾濫が青少年の心に少なからぬ影響を与えています。

青少年に社会の一員として次代を担うという自覚を促し、自主性・協調性・社会性が育めるように、青少年期の家庭教育、育成体制の充実、施設・環境の整備などを進め、家庭、学校、地域、関係機関の連携を深め、青少年の健全育成に取り組む必要があります。

本町の青少年育成団体には、小中学校のPTA、青少年育成横瀬町民会議、各地区子ども会(8団体)、スポーツ少年団(6団体)、青少年相談員協議会などがあります。これらの団体との連携と活動支援により、青少年の健全育成を推進する必要があります。また、青少年育成横瀬町民会議が講演会などを開催するほか、年代の近い青少年相談員が主催事業を開催するなど、町ぐるみで青少年の健全育成を推進する必要があります。

また、県の協力を得て、さわやか相談員を配置し、心の悩みに相談できる体制も充実させる必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
家庭教育支援事業の参加者数	人	133 (平成25年度)	250
児童館の年間利用者数(就学後児童)	人	8,027 (平成25年度)	9,500
スポーツ少年団加入者率(小学生)	%	28 (平成25年度)	30

【施策の内容】

(1) 青少年期の家庭教育の充実

家庭教育を支援し、社会の一員としての自覚、自立心と自主性の育成、心身の調和のとれた成長を促進します。

青少年期の子どもがいる家庭には、家庭教育の情報を提供し、相談を行うなど、家庭教育のための支援を実施します。

(2) 育成体制の充実

家庭、学校、地域、青少年育成団体、さわやか相談員などとの連携を深め、地域全体で育成体制の充実に努めます。

(3) 施設・環境の整備

教育施設、社会体育施設、児童厚生施設の利用を促進し、安心して学習できる環境の確保、健全な遊びと安全な居場所を提供することにより、青少年が健全に過ごせる環境を整えます。

また、青少年を健全に育成する各地区子ども会やスポーツ少年団、文化活動団体、ボランティア活動団体などがあり、その円滑な活動を支援するため、広域・啓発や参加しやすい環境づくりを進めます。

5. 文化・芸術活動の充実

【現況と課題】

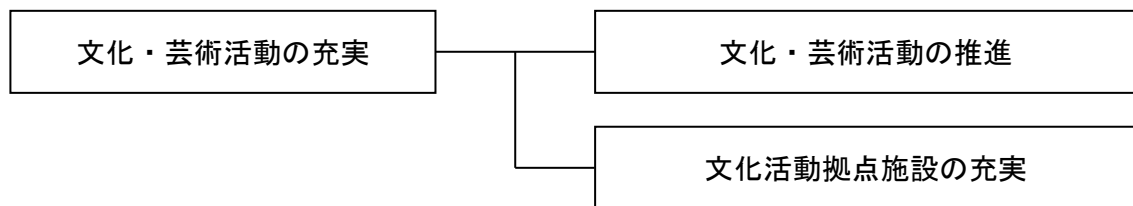
日常生活に心の豊かさをもたらす文化・芸術活動については、町民が取り組む芸術活動への支援や町民への文化・芸術プログラムの情報提供と文化活動拠点施設の整備などを充実する必要があります。また、町内各地に継承されてきた伝統文化や芸術を維持、保存する活動や地域住民の自発的な芸術活動を支援するほか、文化活動拠点施設の整備・拡充による地域特性を活かした新たな文化芸術の創造促進など、文化・芸術活動の充実に努める必要があります。

本町の文化活動拠点施設としては、町民会館、歴史民俗資料館があります。このうち、町民会館には、500席を有するホールと大小会議室、和室、調理実習室、視聴覚室、美術工芸室の公民館施設、30,000冊の蔵書を収蔵できる図書館を併設しており、平成25年度の町民会館利用件数は1,651件、述べ利用者数は53,981人でした。文化活動と生涯学習の場として、また、コミュニティづくりの核となる施設として利用されています。

数多くのサークルが加盟する文化協会を中心に、町民の自発的な文化・芸術活動が行われています。昭和56年からスタートしたヨコゼ音楽祭は、町民をはじめ、多くの人々に愛され、本町の代表的なイベントに成長しました。これらの文化・芸術活動を引き続き支援し、横瀬の顔として一層発展させていく必要があります。

また、毎月1回程度、町内の公共施設などにおいて開催する月1まちかどコンサートを支援し、気軽に誰もが音楽に親しめる機会を提供し、音楽文化を普及振興させていく必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
町民会館の年間利用者数	人	53,981 (平成25年度)	55,000
ヨコゼ音楽祭の観客数	人	903 (平成25年度)	1,000
文化協会加盟団体数	団体	39 (平成25年度)	40

第4章 教育・文化

【施策の内容】

(1)文化・芸術活動の推進

町民文化祭とヨコゼ音楽祭を核とし、月1まちかどコンサートの開催やうららかよこぜミュージックガーデンの利用促進、音楽を通じた町民の交流など、音楽文化やその他の芸術活動を支援します。

(2)文化活動拠点施設の充実

町民会館の中長期改修計画に基づき、改修整備を進めるなど、各種施設の長寿命化を目指した適切な管理運営に努めます。

6. 文化財の保護・継承

【現況と課題】

町の先人たちが創り上げ、これまで大切に継承されてきた有形、無形の文化財のうち、指定文化財として国指定1件、県指定4件、町指定42件があります。貴重な財産であるこれらの文化財を保存し、可能な限り良い状態で次の世代へ継承することが求められています。

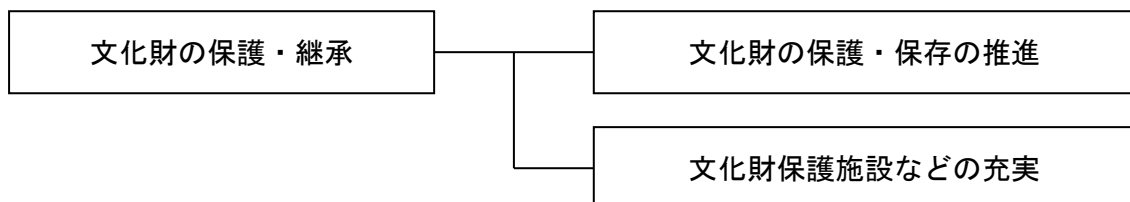
歴史民俗資料館では、武甲山御嶽神社の宮殿(復元)や武甲山から採集した動植物の標本、本町の変遷がわかる歴史資料など、貴重な各種の資料を展示・保存しています。常設展示室の「自然」コーナーでは、根古屋鍾乳洞から産出した約13万年前のヤベオオツノジカや野牛、オオカミの化石片を展示しています。これらは全国的にも希少な化石資料です。それらを展示するほか、各種企画展や講座を開催し、パンフレットなどの配布資料による情報発信も行っています。

武甲山の標高650m以上の石灰岩地には、国指定天然記念物の武甲山石灰岩地特殊植物群落が形成されていて、石灰岩植物といわれる特異性に富んだ植物が生育しています。武甲山特殊植物園では、この特殊植物群の貴重な植物を保護・増殖しています。

有形の文化財だけでなく、各地区に継承されてきた伝統的な祭りや郷土芸能などの無形民俗文化財も貴重な文化遺産です。それらの無形民俗文化財を保存・継承していく上で、後継者の育成が不可欠であり、大きな課題となっています。

これらの文化財は、地域の歴史や伝統、風土を理解する上で欠かすことのできないものです。また、次代を担う子どもたちにとっても、文化財を介して地域の文化に触れることは、郷土を愛する豊かな心を育む上でも必要であることから、地域の財産である文化財の保護・継承を支援していく必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
町指定文化財数	-	42 (平成25年度)	45
歴史民俗資料館の年間利用者数	人	1,954 (平成25年度)	2,500

【施策の内容】

(1)文化財の保護・保存の推進

「横瀬の人形芝居」「芦ヶ久保の獅子舞」「里宮の神楽」の各保存会が行っている後継者養成活動を支援します。

現在指定を受けている文化財以外にも目を向け、優れた文化遺産の掘り起こしを行い、町の文化財として新たに指定するなど、保護・保存に取り組みます。

既存の指定文化財については、文化財誌の編さん・発行、各種講座などのイベント開催、パンフレット・冊子類の制作や整備、案内板の設置などを進め、町民の文化財保護意識の高揚に努めます。また、防火訓練を行い、災害などによる文化財の消失防止に努めます。

(2)文化財保護施設などの充実

歴史民俗資料館では、収蔵品を害虫から守るための館内燻蒸を定期的に行うなど、収蔵品を適切に保管・活用するための環境整備に取り組みます。また、必要な資料を必要なときに活用できる条件整備として、多大な収蔵品を活用資料として管理するためのデータベースを構築するほか、画像データのデジタル化などにも取り組みます。

武甲山特殊植物園では、特殊植物の保護・増殖に取り組み、そのために必要な施設の適切な管理運営に努めます。

7. スポーツ・レクリエーション活動の充実

【現況と課題】

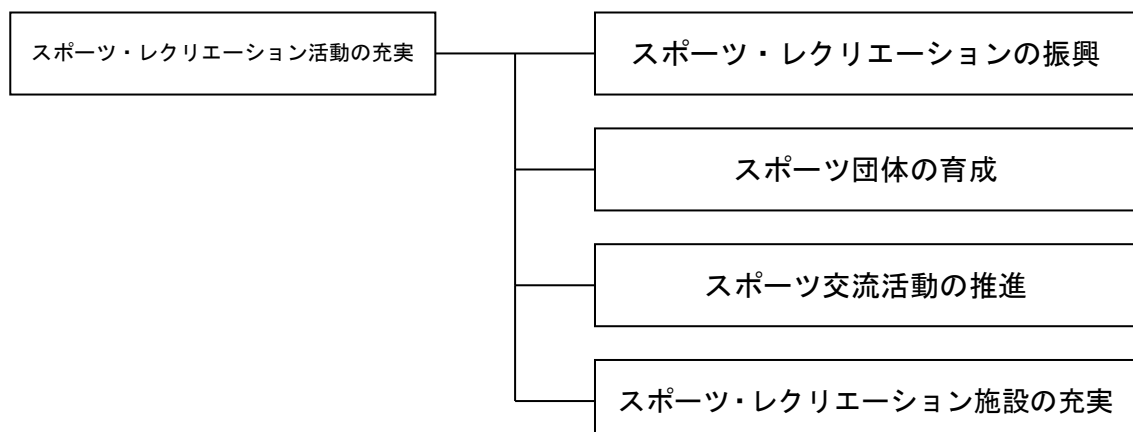
本町の社会体育施設には、横瀬中学校体育館、スポーツ交流館、町民グラウンドがあります。このうち、スポーツ交流館の平成25年度利用者数は18,212人で、前年度の16,326人から増加しております。また、町民グラウンドの平成25年度利用者数は18,274人で、町民体育祭の雨天中止の影響で減少しております。町では、引き続きこれらの施設の維持管理や整備に努め、利用の促進を図っていく必要があります。

町では、生涯を通してスポーツに親しみ、楽しむことのできる生涯スポーツを推進するため、町民体育祭や駅伝競走大会を開催するほか、各種スポーツ教室を開催し、町民のスポーツ参加を募っています。また、一人一人の町民が、そのライフステージに適したスポーツやレクリエーション活動をより充実して楽しめるよう、社会体育施設の整備やさまざまな事業の実施に努め、町民の誰もがいつでもスポーツやレクリエーション活動に親しみ、心身ともに健康で明るく暮らせるまちを目指す必要があります。

さらに、町民グラウンドの下グラウンドに人工芝を敷設し、夜間照明などの整備を行いました。これまでの硬い土に比べ、クッション性が優れている人工芝により、負傷する危険性が減り、伸び伸びとスポーツを楽しむことができます。また、平日の昼間、仕事などのために運動することができない人も、夜間に屋外での運動が可能となるなど、より多くの町民のスポーツ・レクリエーション活動を支援することができます。

体育協会には、各地区体育部を含めた多くのスポーツ団体が加盟し、スポーツ大会や教室を開催するなど、町民の自主的・自発的なスポーツ活動を促進しているほか、その加盟団体でもあるスポーツ少年団は、スポーツを通じて子どもたちの健全育成に取り組んでいます。町では、体育協会とスポーツ少年団の活動を積極的に支援していく必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
生涯スポーツ推進計画の策定	-	未策定	策定
スポーツ団体数	団体	46 (平成25年度)	51
社会体育施設の年間利用者数	人	34,367 (平成25年度)	46,000
年間スポーツイベント数 (教育委員会事業)	事業	8 (平成25年度)	12
年間スポーツイベント参加者数	人	3,371 (平成25年度)	4,200

【施策の内容】

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ振興条例に基づき、町民のさまざまな要望を取り入れたスポーツ・レクリエーション事業に取り組みます。この事業推進の核となるスポーツ推進委員を育成し、ジュニアスポーツ教室や高齢者向けレクリエーション、スポーツ入門教室など、それぞれのライフステージに適したプログラムを開催するほか、スポーツ情報の発信や新スポーツの導入・普及に取り組むなど、総合的にスポーツの振興を図ります。

(2) スポーツ団体の育成

町民の自主的・自発的なスポーツ活動を促進するため、体育協会、スポーツ少年団と町内体育施設の利用登録をしたスポーツ団体などの活動を支援します。また、新たなスポーツ団体の育成に努めます。

(3) スポーツ交流活動の推進

町民体育祭や駅伝競走大会などの開催により、スポーツ振興とともに、町民の交流も促進します。

また、世代間の交流とスポーツ参加の楽しさも味わえる多世代スポーツ教室なども企画し、その開催に努めるほか、スポーツボランティアの育成を進め、町民の自主的・自発的なスポーツ交流活動を推進します。

(4) スポーツ・レクリエーション施設の充実

スポーツ・レクリエーション活動やスポーツ交流活動の場として、新たに敷設した人工芝グラウンドなどのスポーツ・レクリエーション施設を活用し、身近で気軽に利用しやすい施設の充実と管理運営に努めます。

第5章 産業・経済

1. 農業の振興

【現況と課題】

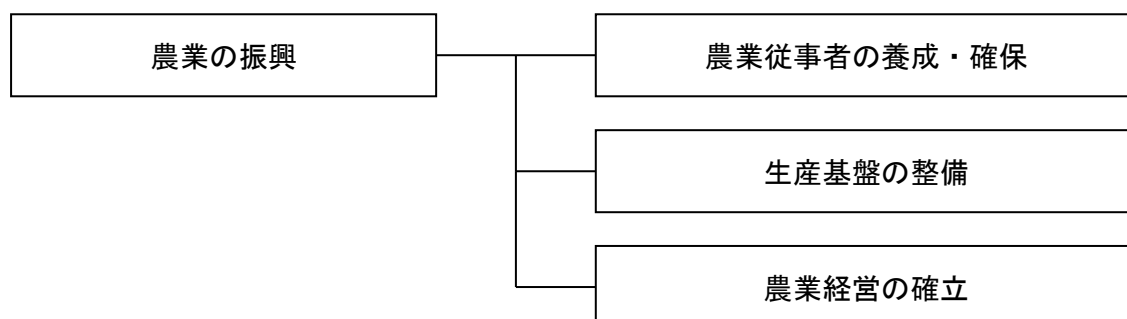
本町は中山間地域に位置していることから、大規模経営農家は比較的少なく、小規模な兼業農家が大半を占めています。そのため、これまで地域の中核的農家が中心となつて、高品質な農作物の産地育成に努めてきました。また、大都市に近いといった立地条件から、果樹を中心とした観光農園やきゅうり、いちごなどの施設園芸が盛んに営まれてきましたが、その専業農家の多くが認定農業者として活躍しています。

一方、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農家戸数の減少や遊休農地の増加が深刻な問題となっています。さらに、担い手として意欲ある農業経営を目指す認定農業者についても減少傾向にあり、平成21年3月末現在で18名の認定農業者は、平成26年3月末現在では16名となっています。

今後は、認定農業者をはじめ、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者を地域のリーダーとして育成し、農地の利用集積に向けた取り組みを支援することで優良農地を適正に確保していくことが求められています。

また、道の駅果樹公園あしがくぼの農産物直売所は、平成16年のオープン以来、新鮮で安全・安心な地元野菜を提供する場として人気を博し、町内の多くの農業者が気軽に出荷する場として利用されています。農業者が安心して経営拡大を図るためには販路の確保が重要であり、農産物直売所の一層の利用促進が期待されています。平成25年には農産物直売所が増設されたことから、施設の利用を積極的にアピールし、農業生産力の向上につなげていくことが求められています。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
道の駅農産物等売上高	千円	117,483 (平成25年度)	129,200
耕作放棄地面積	ha	22.2 (平成25年度)	16
認定農業者数	人	16 (平成25年度)	18

【施策の内容】

(1) 農業従事者の養成・確保

新規就農希望者や農業後継者のいない農業従事者に対する営農相談を実施します。
また、認定農業者や意欲のある農業者の育成を図り、地域の中心経営体となる農業者の確保に努めます。

(2) 生産基盤の整備

担い手となる認定農業者や意欲のある農業者への農地の集積を積極的に図ることで、優良農地を適正に確保し、耕作放棄地の解消に努めます。

また、猿害等防除網の設置補助や有害鳥獣捕獲従事者の育成、関係機関と連携した広域的な取り組みを行うなど、優良農地を守るための有害鳥獣対策に積極的に取り組みます。

(3) 農業経営の確立

農産物の販路拡大や生産者の生産意欲の向上に向け農産物直売施設の充実、利用促進を図るなど、生産者の一層の支援に努めます。

また、地産地消にも取り組み、農産物加工場などの活用による6次産業化を推進することで、新たな販路の拡大に努めます。

2. 林業の振興

【現況と課題】

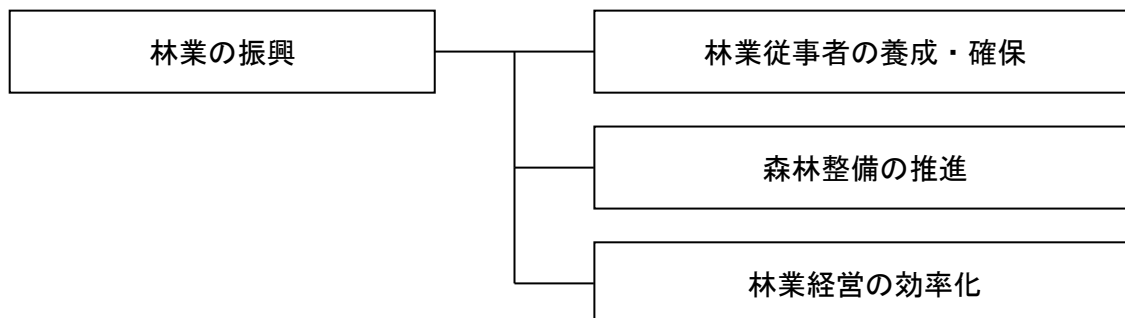
平成22年農林業センサスによると本町の保有山林面積は1,701haで、保有山林林家数は196戸となっています。過去の推移をみると保有山林面積は横ばいですが、保有山林林家数は減少傾向にあります。また規模別には5ha未満の所有が保有山林林家の約58%となっています。

山林の多くはスギ、ヒノキなどの人工林ですが、安価な外材の輸入増加に伴う木材価格の下落、林業従事者の高齢化、枝打ちや間伐などの手入れの滞りなど、人工林は荒廃しています。今後、人工林の適正な管理と積極的な地元産木材の活用を行うことが必要となります。

森林は林業資源であるだけでなく、二酸化炭素吸収による地球温暖化の防止、水源の涵養、災害の防止、景観の保全、観光資源など、多様な機能を備えています。長期的視点から森林保護計画を策定し、森林施業を計画的に実施していく必要があります。

また、広葉樹の紅葉は森林景観に魅力を与え、観光資源として、特用林産物(きのこ、樹実、山菜など)の生産の場として大きな可能性持っています。このことから、針葉樹の多い森林から多様な広葉樹林への誘導にも取り組む必要があり、広葉樹林が増えると生物多様性に富んだ森林の形成が期待されています。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単位	現状 (基準年度)	目標 (平成31年度)
森林経営計画対象森林所有者数	人	56 (平成25年度)	57
森林施業面積 (累計)	ha	-	230

【施策の内容】

(1) 林業従事者の養成・確保

森林資源の長期的な維持保全のため、森林組合と連携して林業従事者を養成し、次代を担う人材を確保します。

(2) 森林整備の推進

荒廃した人工林の回復と管理のため、地元産材の利用を促進します。地元産材を活用した特産品開発、間伐材の利用により、林業生産の活性化を図ります。

また、スギ・ヒノキが主体である森林に広葉樹林を誘導し生物多様性のある森林を育成します。町の木である「もみじ」を横瀬のシンボルとして育成し、景観改善と観光資源化を進めます。

(3) 林業経営の効率化

森林管理道などの整備を促進し、間伐などの作業効率化を促進します。

また、メープルシロップ、きのこ、山菜などの新たな森林産業開発を支援し、収益性の向上を図ります。

3. 商工業の振興

【現況と課題】

かつて本町の工業は、繊維、木材が中心でしたが、昭和30年代から武甲山の石灰石を原料として窯業が発展し、昭和44年にはセメント工場が操業を開始するなど、町の製造品出荷額は、窯業が主体になっています。

平成24年の工業統計調査では、事業所数は22カ所、従業者数は566人、製造品出荷額等は約251億円となっており、事業所数と従業者数はともに減少傾向にあります。産業別の製造品出荷額では、窯業(産業中分類)が全体の約67.1%(約169億円)となっています。

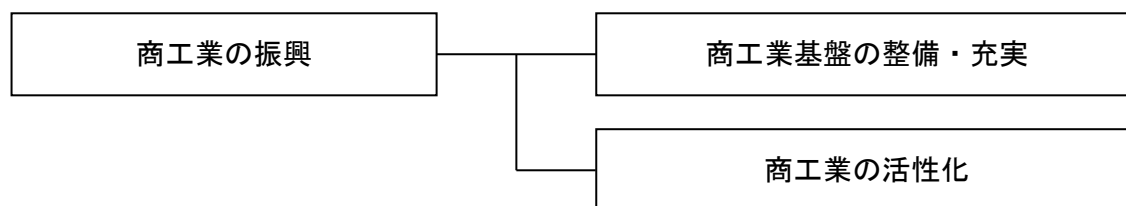
商業については、隣接する秩父市には商業集積が形成され、本町からも生活必需品は秩父市での購入が多く、町内の商店は日用品、雑貨、食料品が中心となっています。

平成24年の商業統計調査・経済センサスによると、商店数は46店で、このうち卸売4店、小売42店であり、従業者数は299人で卸売11人、小売288人です。商品販売額は40億7,600万円で、内訳は卸売1億2,100万円、小売39億5,600万円となっており、商店数、従業者数、商品販売額すべてが減少傾向にあります。

町内の商店は、秩父市の商業集積との棲み分けにより、顧客を確保するとともに、商工団体などと連携し商店経営者の事業意欲向上と経営の近代化を図ることが求められています。

工業は、新規事業分野の開拓、経営の近代化、若手経営者の育成、ビジネスチャンス情報の提供などの振興施策を実施し、経営基盤の強化を推進していくことが必要です。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現状 (基準)	目 標 (平成31年度)
小規模事業者登録者発注金額	千円	4,905 (過去4年間の 平均値)	5,500
地域活性化セミナー参加者数	人	56 (過去3年間の 平均値)	60

【施策の内容】

(1) 商工業基盤の整備・充実

中小企業経営基盤強化支援補助事業などにより、新規事業分野への進出、新商品開発、創業支援など、地元企業への振興施策を実施します。

また、長期的な商工業振興の視点から円滑な事業継承を推進し、若手経営者を支援します。

(2) 商工業の活性化

町内だけで事業展開しても事業規模に限界があり、これを打開するため、秩父商工会議所をはじめ、関係機関と連携し、広域的な事業展開を促進します。

また、観光と商業の業種間の連携も強化し、観光協会と商業連盟が統合した観光・産業振興協会の運営を支援します。

4. 観光の振興

【現況と課題】

本町は、秩父の名峰武甲山(標高1,304m)の北麓にあり、武川岳、二子山、丸山、正丸峠などの山岳や丘陵に四方を囲まれ、町の中央を横断するように横瀬川が流れています。また、雄大な自然環境を有しながら、都心から70km圏内に位置し、鉄道では池袋駅から最短74分という恵まれた環境にあります。

町の主要な観光資源としては、四季折々の豊かな自然の中で、登山・ハイキングをはじめ、さまざまな味覚狩りが楽しめる観光農園、町民の庭を開放し、花や緑で彩るオープンガーデン、秩父札所(34カ寺中6カ寺が町内に所在)や史跡などの文化的な施設を有するなど、多様な観光資源を活用することにより、年間を通じて観光客が訪れています。

また、新たな誘客施設として、県内最大級の棚田である「寺坂棚田」や厳冬期にオープンする氷の芸術「あしがくぼの氷柱」など、地域や関係する町民が主体となった協働によるまちづくりも観光客の誘客に寄与しています。

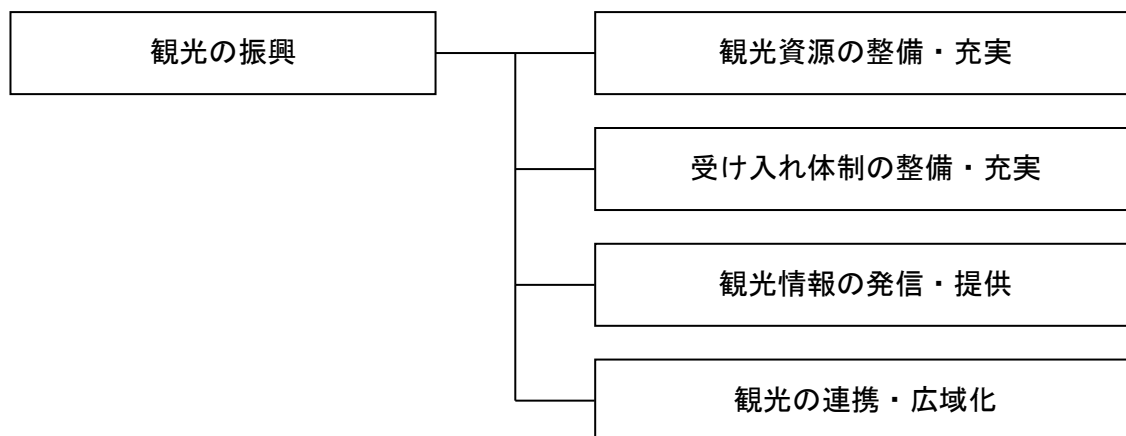
観光客数は、平成25年に約66万人と、この数年は65万人前後で推移しています。主に県南と都内など近距離からの観光客が多く、結果として日帰り客が約94%を占めています。男女比で見た場合、若干、女性客が多いものの概ね1:1の割合となっています。年齢別では60代が最も多く、次いで30代、40代と続いています。ほぼ20代～70代まで満遍なく集客していることから、多様な観光資源により、性別や年齢に関わらず幅広い観光客が訪れています。

このような中、特に生産人口の減少に伴い、地域内消費の額も減少することが予想され、観光客が訪れることだけでなく、滞在時間を増加させ、地域を回遊してもらい、食事や特産品の購入など、町内における消費活動の促進が町の重要課題の一つになっています。

また、近年の観光客のニーズは、従来の物見遊山的な観光に対して、地域固有の地域資源を活用した体験・交流型の観光など、多種多様化しています。活用する資源も従来の観光資源だけではなく、農地・森林などのさまざまな地域資源や新たな観光資源を開発し、複合的な活用が地域活性化につながるものと期待されています。

引き続き、レンタサイクル、交流推進事業、外国人誘客など、秩父圏域における広域的な地域資源の連携、事業展開を図るとともに、町民と観光事業者などの「おもてなしの心」の醸成が必要となっています。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単位	現状 (基準年度等)	目標 (平成31年度)
町年間観光客入込客数	人	660,000 (平成25年)	700,000
観光・産業振興協会ホームページの年間アクセス数	件	130,328 (平成25年度)	170,000

重点指標

【施策の内容】

(1) 観光資源の整備・充実

秩父地域の東の玄関口として道の駅果樹公園あしがくぼや芦ヶ久保駅、平成25年にオープンしたブコーさん観光案内所を拠点として、観光客のニーズに対応した施設と観光資源の整備、充実を図ります。

また、武甲山、横瀬川、寺坂棚田などの地域資源の活用を図りながら、新たな観光資源の開発に努めます。

さらに、町内での消費活動に直結する「食」と特産品の充実を図ります。

(2) 受け入れ体制の整備・充実

観光・産業振興協会が運営するブコーさん観光案内所の充実を図り、観光客のニーズに対応した観光情報などを提供することで満足度を向上させ、リピーターの確保に努めます。

また、オープンガーデンなどの地域振興団体を支援するなど、町民と観光事業者などの「おもてなしの心」の醸成を促進します。

さらに、町ならではの魅力的なイベントを開催するなど、他地域からの受け入れ、交流を積極的に推進します。

(3) 観光情報の発信・提供

観光ガイドブックの作成のほか、インターネットやスマートフォン、メディアなどを活用し、幅広い層に対し、タイムリーかつお客様目線での情報発信、情報提供を行います。

(4) 観光の連携・広域化

観光・産業振興協会や道の駅果樹公園あしがくぼとの観光連携、定住自立圏構想による秩父圏域内での広域連携など、関係機関と連携し、観光施策の拡充を図ります。

5. 労働環境の充実

【現況と課題】

本町の就業人口は4,046人(平成22年国勢調査)で、第1次産業156人、3.86%、第2次産業1,405人、34.73%、第3次産業2,485人、61.42%となっています。平成2年の国勢調査までは第2次産業の割合が最も高かったのですが、平成7年の国勢調査以降は、第3次産業が最も高い割合になっています。

町内には小規模な事業所が多く、労働環境や従業員の福利厚生は事業所によってさまざまであり、これらの格差を是正することが求められています。雇用形態や就業規則についても、適正でなければなりません。労働者に対する契約条件や内容について、相談を受け付け支援する窓口機能が行政機関に求められます。

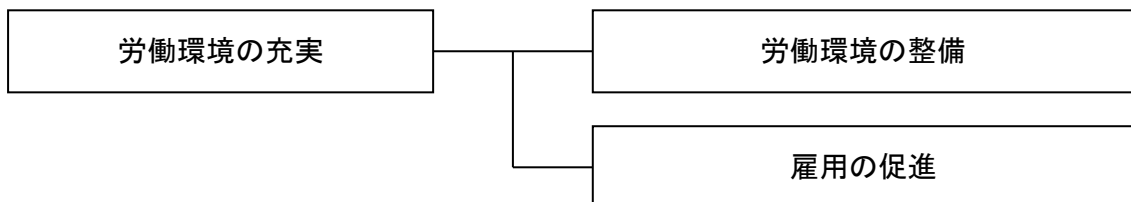
近年多様な働き方が可能となり、非正規雇用労働者の増加など、労働環境の変化が著しく、さまざまなストレスを抱える労働者が増えています。メンタルヘルスケアなどの健康障害防止対策が今後ますます重要となります。そして、すべての労働者が健康的な労働環境で安定して働けることが、本町の振興発展の基礎になります。安定した雇用の継続は定住社会の構築に欠かせません。

女性の社会進出や男女共同参画社会の実現には、性別による就業差別の解消、家事・子育てなどの負担軽減、保育所・幼稚園の保育環境の充実などが求められています。

また、少子高齢化に伴う労働力の減少も課題であり、高齢者の経験を活かした就労機会の確保、雇用形態の見直し、雇用情報の提供などの施策を進める必要があります。

町内に魅力的な就労機会があれば、定住人口の確保、転入者の増加につながります。企業誘致による就業機会の創出、外部から人材流入を促進するための情報提供、住宅などの受け入れ体制の整備を推進し、関係機関と連携して、健全な労働環境の実現を目指す必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
雇用促進などの啓発回数	回	22 (平成25年度)	25

【施策の内容】

(1)労働環境の整備

女性、高齢者、障がい者などの労働者が働きやすい労働環境はそれぞれ異なることから、就業時間、休憩・休日、育児休暇、就業内容などを柔軟な形態とし、職場の設備改善も含めて、事業所・雇用者に対して相談、情報提供などを行い、関係機関と連携して企業の安定経営のための支援体制を整えます。

(2)雇用の促進

企業誘致による就業機会の創出のため、ちちぶ定住自立圏など、関係機関と連携し、企業受け入れ支援体制を整え、広域的に誘致活動を展開します。

失業者には継続的に就業情報の提供、就業相談などを実施して、再就職を支援します。また、外部からの転入者も就業しやすいよう、生活支援情報などを発信し、雇用を促進します。

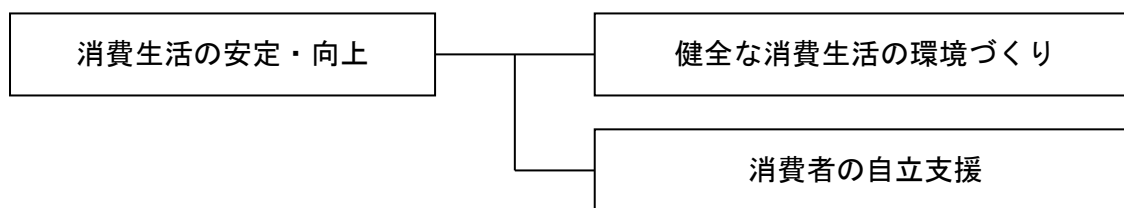
6. 消費生活の安定・向上

【現況と課題】

ふだんの生活の中で消費生活を安心して送っていますが、ときおり問題がおきることもあります。購入した商品が不良品であったなど、従来から起きていたトラブルだけでなく、インターネット・携帯電話を使った巧妙な詐欺、複雑な金融商品・商品取引、訪問販売・通信販売に伴うトラブルなど、問題が複雑になっています。特に近年は、高齢者を狙った悪質な手口による被害などが増えています。

このような被害を防止するためには、被害事例の情報提供、消費者教育講演会、パンフレット発行などの啓発が大切です。また、消費生活の相談窓口を秩父市に委託し設置していますが、被害者を減らすためのより相談しやすい体制を整備し、町民の不安解消に努める必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単位	現状 (基準年度)	目標 (平成31年度)
消費生活関連の被害・トラブルに関する 年間相談件数	件	18 (平成25年度)	12
消費者被害防止の啓発回数	回	33 (平成25年度)	40

【施策の内容】

(1) 健全な消費生活の環境づくり

複雑化するトラブルに対して、関係機関などと連携し、的確に対応できる相談体制の充実に努めます。

町内の事業者に対しては、関連法令(消費者基本法、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法など)に則って消費者に不利益にならないよう啓発し、健全な消費生活環境の確保に努めます。

(2) 消費者の自立支援

消費者被害を防止するため、トラブル事例を広報紙、パンフレット、Eメールなどにより情報提供します。また、消費者教育講演会などを開催し、消費者意識を啓発するとともに、

自立した消費生活を送れるよう支援します。

第6章 協働・交流

1. 人権の尊重・平和意識の啓発

【現況と課題】

人権は、すべての人々が生まれながらにして持っている権利であり、誰もがその人らしく尊厳を持って生きていける社会は、互いの人権を尊重し共生していく差別のない社会です。それは、個人が才能や資質、能力を生かして自分本来の生き方を選び、自己実現できる社会でもあります。

本町では、同和問題をはじめ、あらゆる人権侵害の問題をなくし、誰もが人権を尊重する社会を実現させるため、研修会や講演会開催などの人権教育と人権標語の募集などによる人権啓発活動を行っています。

また、人権擁護委員が、人権意識の普及や人権侵害に関する相談などに応じています。

しかしながら、少子高齢化の進行や情報インフラの普及、高度化、そして多様化する社会生活を背景に、人権問題もさまざまに変化しています。女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する差別や偏見がいまだに存在し、子どもや高齢者への虐待、女性に対する暴力などは深刻化しています。また、インターネットや携帯電話を利用した差別的な書き込みや誹謗・中傷が人権を侵害し社会問題となっています。

これからも引き続き人権意識の高揚を図り、正しい理解を深め、あらゆる人権問題の解決に向けて、人権教育と人権啓発の推進が必要です。

男女平等の実現については、本町では、平成17年度に「横瀬町男女共同参画プラン」を、平成25年度には「2013横瀬町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画を推進してきました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、多くの課題が残されています。

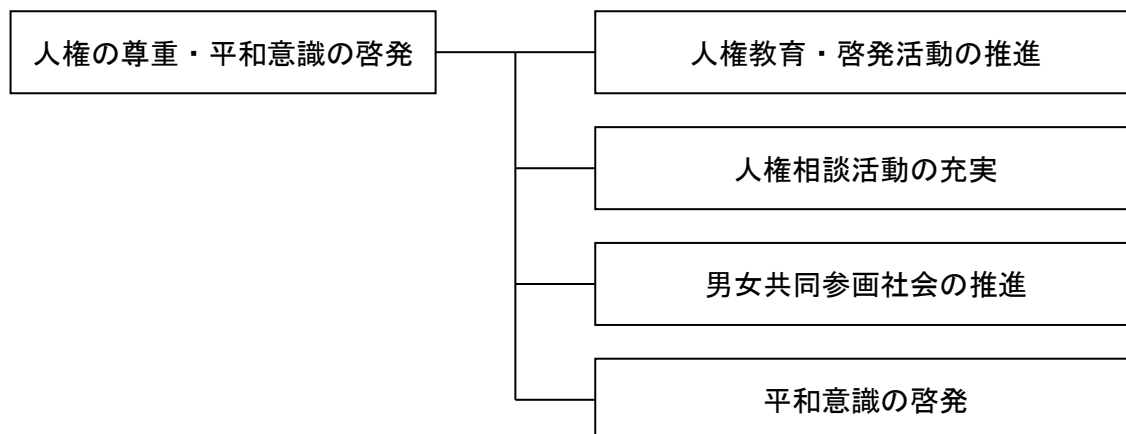
世界平和は、すべての国民の願いです。本町では、お互いの幸せと平和を願い、明るく住みよい希望に満ちた未来を築くことを目的として平成元年に「横瀬町民憲章」を制定しました。また、平成16年に「非核平和都市宣言」を町議会が決議し、平成21年には「平和市長会議」へ加盟するなど、核兵器のない平和な世界の実現のために、平和意識の普及・啓発に取り組んでいます。

今後も戦争を知らない若い世代が多くなる中、平和の大切さや尊さを訴える啓発活動を引き続き進める必要があります。

【横瀬町民憲章】

- 一. 自然を愛し 環境をととのえ 住みよい町をつくりましょう
- 一. 健康で 心ふれ合う 明るい町をつくりましょう
- 一. 仕事に励み 産業を伸ばし 豊かな町をつくりましょう
- 一. きまりを守り 人権を重んじ 平和な町をつくりましょう
- 一. 歴史を尊び 教養を高め 文化の町をつくりましょう

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
人権教育研修会・講演会の参加者数	人	510 (平成25年度)	660
審議会などの女性委員割合	%	15 (平成25年度)	25

重点指標

【施策の内容】

(1)人権教育・啓発活動の推進

町民の人権意識を高め、人権尊重の意義や理念に対する理解を深めるため、人権教育・啓発活動を推進します。

人権に関する情報提供、広報紙への人権関連記事の掲載など、人権教育・啓発のための情報発信を実施します。

また、人権関係機関と連携しながら、人権教育研修会・講演会の開催、地域人権啓発活動、人権教育指導者の育成に取り組みます。

(2)人権相談活動の充実

町民が抱える人権に関する悩みや心配ごとを解決するため、人権擁護委員と法務局

第6章 協働・交流

職員が定期的に開設している、特設人権相談所や人権相談を引き続き実施します。

また、広報紙やホームページなどを通して、人権相談窓口の周知を図ります。

(3) 男女共同参画社会の推進

「2013横瀬町男女共同参画プラン」の基本目標「男女平等の意識づくり」「健康で安心できる環境づくり」「男女が共に創るまちづくり」の実現を目指し、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進します。

また、男女の人権が尊重されるよう意識啓発を図り、ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシャル・ハラスメントなどの人権侵害に対応する相談や支援を進めます。

さらに、町の政策、方針の立案と決定に、男女が共同して参画する機会が確保されるように努めます。

(4) 平和意識の啓発

「横瀬町民憲章」の主旨を踏まえ、関係団体と連携し、平和意識の啓発や住民主体の平和活動を促進します。

2. 町民交流の推進

【現況と課題】

少子高齢化が進行し、定住人口の減少が見込まれる現状において、地域での連帯感やコミュニティへの関心が希薄化しつつあります。

本町では近所づきあいをはじめとして、昔から培われてきたコミュニティの土壌があり、行政区やコミュニティ協議会において清掃活動や花いっぱい運動、祭りなどを実施し、コミュニティの形成に努めてきました。また、各種団体、育成会、サークル活動など、多種多様な単位・形態をもつコミュニティが存在し、独自の活動を行っています。

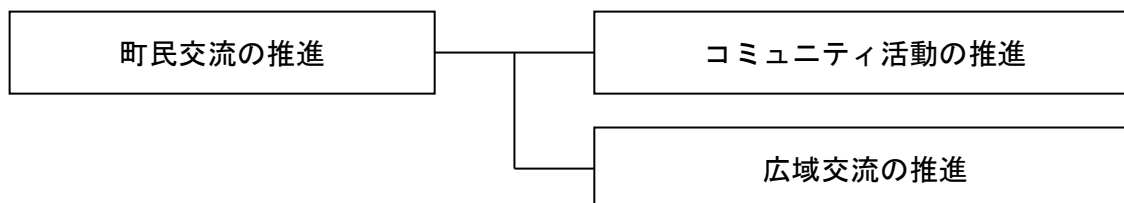
しかし、地域の活力を保ち、コミュニティを維持していくためには、町民の交流がこれまで以上に重要になります。町民交流活動は、高齢者や子どもたちの見守りをはじめ、防災・防犯などで大きな役割を果たすことが期待されています。

一方、地域間交流活動は、福島県川内村とは「東日本大震災を契機とした被災市町村と埼玉県市町村の助け合い事業」で本町が支援する市町村に選定され、以来相互支援やイベントの参加などによって交流を深めてきました。また、民間団体が行っている都市農村交流事業や埼玉県主導の民泊事業などを支援してきました。地域間交流は、まちの魅力を再発見する機会になることから、今後一層幅広く推進していく必要があります。

国際交流活動として中学生海外派遣事業を展開していますが、交流の裾野が広がっていないのが現状です。今後とも中学生海外派遣事業などを通して町民の国際感覚の高揚を促していく必要があります。

町民交流は基本構想に掲げる絆プロジェクトの中核でもあります。町民の参加と協働により、基本構想の基本目標である「～みんなが助け合い、こころのふれあいを大切にす絆の強いまち“よこぜ”～」の実現に向けさらに推進する必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
きずなねっと登録団体数	団体	51 (平成25年度)	78
コミュニティ活動者の割合	%	52.8 (平成25年度)	75

【施策の内容】

(1)コミュニティ活動の推進

コミュニティを地域活性化の主体として、地域に住む人たちがさまざまな団体がお互いに支え合い、地域全体で取り組む活動を支援します。

また、きずなねつとに登録した団体のネットワーク化をさらに進め、団体相互の交流を活性化させるとともに、活動情報を提供することにより町民参加の活動を促進します。

(2)広域交流の推進

中学生海外派遣事業を引き続き実施し、次代を担う若年層に国際交流の機会を提供するとともに、国際感覚あふれる人材の育成に努めます。

また、地域間交流は、農業などの体験交流事業をはじめ、さまざまな分野で交流が行われるよう団体を支援し、地域間相互の活性化を促進します。

3. 町民参画の推進

【現況と課題】

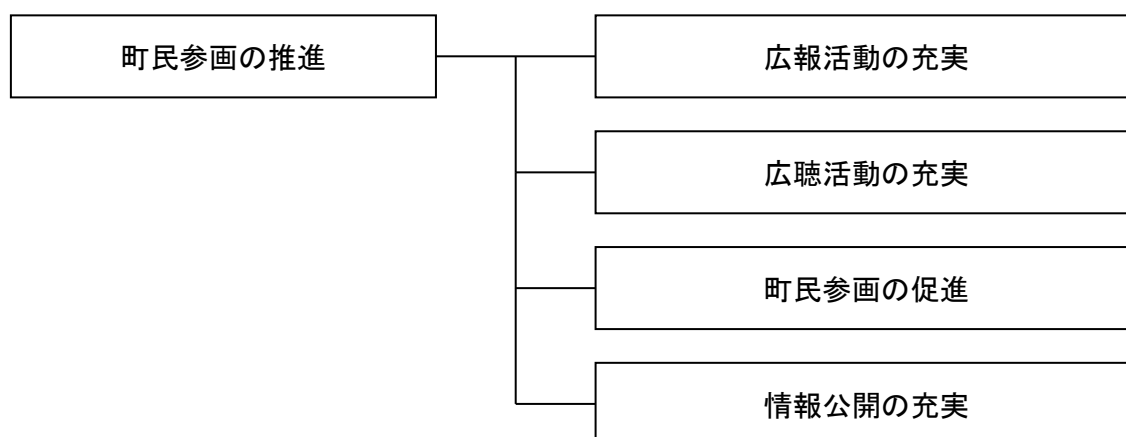
地方分権が進展する中、地域の特性を生かした施策やまちづくりに住民の声を反映し実現していく行政運営が求められています。しかしながら、住民ニーズや価値観は多様化、複雑化し、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが困難になってきました。このため、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていく必要があります。

本町では、町民の意見を町政に反映させるため、集団広聴や個別広聴、意識調査やモニター制度など、さまざまな方法で広聴活動を行ってきました。また、広報紙やホームページなどにより、町民へ行政情報の提供を図るとともに、アンケートの実施や各種委員会委員の公募、パブリックコメント制度などにより町民の参画機会の拡大に努めています。

このような中、地域では、さまざまな課題を自発的な取り組みによって解決していこうとする機運が広がりつつあります。このため、さらに情報の共有化を図るとともに、双方向の情報提供を充実する必要があります。

また、町民と行政が協働してまちづくりを推進するためには、多くの町民がまちづくりに参画できる体制を整備することが重要です。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
町ホームページの年間アクセス数	件	92,981 (平成25年度)	100,000
公聴会の参加者数	人	110 (平成25年度)	170

【施策の内容】

(1) 広報活動の充実

行政情報を積極的に提供していくため、親しみやすく魅力のある広報紙、ホームページ、暮らしのガイドブック、町勢要覧作成に努めます。

また、みんなで作るまちづくり出前講座などの情報提供機能を充実させるとともに、パブリシティなどの情報媒体の活用も図ります。

さらに、イメージキャラクター「ブコーさん」を活用して、町のPR活動を積極的に推進します。

(2) 広聴活動の充実

町民と語る会や子ども懇談会をはじめとした集団広聴や町長への手紙・FAX・Eメール・意見箱の個別広聴、意識調査や町政モニター制度などの広聴媒体を適切に活用し、町民の意見や要望などを広く町政に反映させます。

(3) 町民参画の促進

町民の意見が十分に反映される町政運営を行うため、重要施策の策定にあたっては、パブリックコメント制度などを活用します。

また、まちづくりに関わる地域活動団体や企業、学校、NPO法人などを協働のパートナーとして支援し、町民参画によるまちづくりを促進します。

(4) 情報公開の充実

個人情報とプライバシーの保護に十分な配慮をした上で、情報公開の総合的な推進を図り、的確な情報提供に努めるとともに、行政資料の公表に努めます。

第7章 行政経営

1. 健全な行政経営の推進

【現況と課題】

国全体の財政状況は東日本大震災の被災、為替変動に伴う経済構造の変化、少子高齢化の進行による社会的変化などを背景として、厳しい財政運営を迫られています。

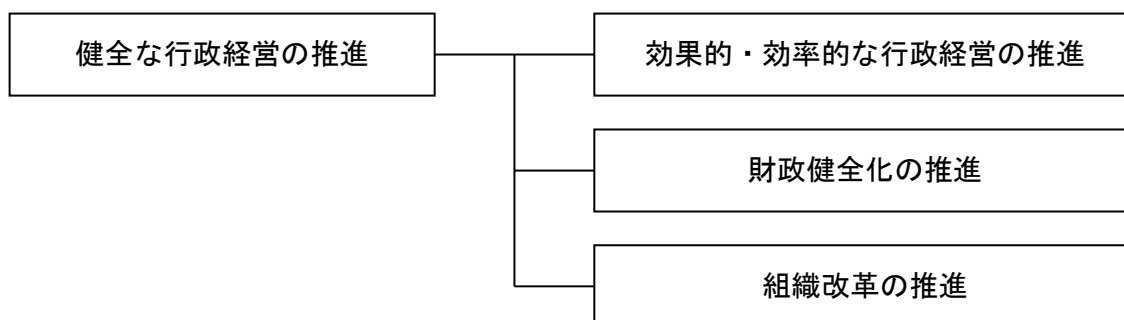
このような財政制約の中で、限られた財源で最大の効果が求められており、本町においても、安全かつ良質な公共サービスが確実、効率的に実施されるよう、地域の実情に応じた自主的な行政改革に努める必要があります。

本町では、時代の変化に柔軟に対応できる安定した行財政基盤を確立するため、第5次行政改革大綱を平成22年に策定し、行政改革に取り組んでおり、一定の効果を上げています。

今後も、収支均衡のとれた持続可能な財政構造の上に、行政運営の透明性の向上や業務の有効性・効率性を高め、業務の民間委託の推進、近隣自治体との連携・協力、行政評価の質の向上、事務事業の効率化などにより自立した行政経営を実施する必要があります。

また、今後の財政状況は町税や地方交付税など、基礎的な収入の増加は難しいと思われるため、堅実な財政計画に基づき、歳入と歳出の健全なバランスをとりながら、予算の重点的配分、事業の優先順位を検討し、選択と集中による計画的な財政運営に一層努める必要があります。歳入に応じた合理的で計画的な財政の健全化が課題であり、行政経営の変革が求められています。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単位	現状 (基準年度)	目標 (平成31年度)
後期基本計画各施策目標値の達成	指標	—	55
財政指標（経常収支比率）	%	87.1 (平成25年度)	86.0

 重点指標

【施策の内容】

(1) 効果的・効率的な行政経営の推進

総合振興計画の実現に向けて、実施計画の毎年度のローリングや行政評価システムを活用して、着実に実施されるように進行管理します。施策や事務事業の目的・有効性の検証や見直しなど、行政運営全体の視点から評価するシステムとして、行政評価制度を充実します。

また、自立した行政経営を実施するため、第6次行政改革大綱を策定し、事務の効率化、財政の健全化、組織改革などを推進します。

さらに、埼玉県町村情報システム共同化推進協議会を通じて、基幹系以外の関連システムの共同化またはクラウド化を検討します。

事務事業の効率化に向けて、事務手続の簡素化と行政手続の適正化を図るとともに、事務事業を外部委託するアウトソーシングを進めます。

また、町民の利便性向上のため、迅速かつ効率的に窓口サービスを受けられるよう、窓口事務体制を充実するとともに、現行のコンビニ収納など、窓口の多様化を進めます。

さらに、社会保障・税番号制度の導入により、社会保障・税にかかる各種行政事務などの効率化を図ります。

公共施設の管理運営の充実に向けて、施設案内、利用方法、各種イベント開催などの情報を広報紙やホームページなどを有効活用し提供します。

また、利用しやすい環境を整備するため、設備改善などに取り組みます。

さらに、地域振興拠点施設、総合福祉センターなどの公共施設について、指定管理者制度による民間ノウハウを導入した管理運営の成果を検証するとともに、他の公共施設についても、指定管理者制度の導入を検討し、効果が見込める施設については積極的に活用します。

(2) 財政健全化の推進

財政運営・財産管理の適正化に向けて、財政計画の計画的な管理運営、町有財産の管理と未利用土地・施設の活用、優先度の高い事業への重点的財源配分と枠配分方式の予算編成を念頭において、着実かつ徹底して取り組みます。

また、財源確保のため、財政の基本である町税の適正な賦課と適切な徴収に引き続き取り組み、収納率を向上させます。公共施設の使用料、証明書発行の手数料などについては、受益者負担適正化の原則と使用料等設定基本方針に基づき、適正な金額となるよう定期的に見直します。

さらに、歳入増額のため、ふるさと納税制度を活用して寄付を募ります。本町の出身者だけでなく、横瀬の魅力を情報発信して本町に興味のある人々を増やし、ふるさと納税を促進します。

行政サービスの提供を支える公共施設は、無駄のない改修計画のもとに維持補修します。役割を終えた公共施設と未利用町有財産は、維持費用の負担を減らし、財政健全化のため売却処分などを進めます。

(3) 組織改革の推進

行政組織のあり方を見直し、運営効率の向上、コスト低減などを進めます。

職員提案制度などを活用し、職員からの意見・提案を取り入れて、健全な行政運営を目指し、意見・提案を提出しやすい環境づくりに努めるとともに、職員の意識も啓発します。

また、庁内組織である行政経営戦略会議などを活用し、行政課題などの調査・研究を実施し、問題点の把握と解決を図り、持続可能な行政経営を推進します。

さらに、新たな視点・発想による改革を目指して女性によるプロジェクト組織などを立ち上げ、行政経営の一層強化を図ります。

行政課題に対し柔軟に対応するため、定員適正化計画による適正な定員管理に努めます。

職員の資質向上と能力開発のため、研修などを充実し、人材育成に努めます。

2. 広域連携の強化

【現況と課題】

総人口の減少と少子高齢化の進行は今後も続くと思われ、三大都市圏でも人口減少は避けられません。本町と近隣自治体でも人口減少と人口構成の変化に応じて、的確な政策転換が急務となっています。

このような状況を背景として、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められています。

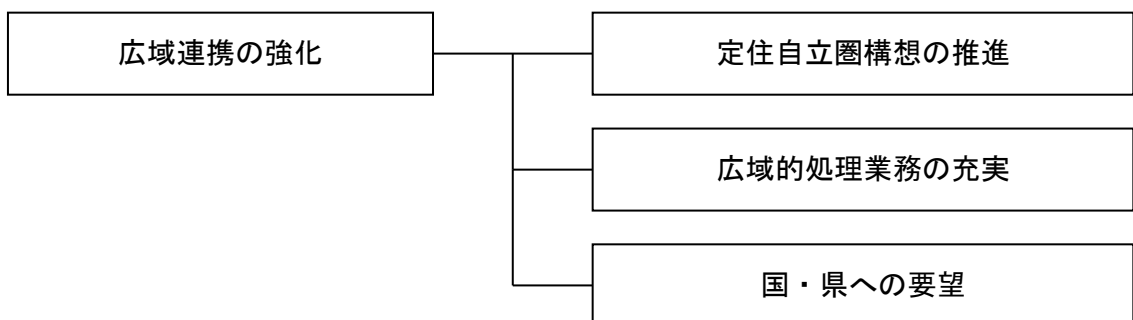
国では新たな広域連携のシステムとして、「定住自立圏構想推進要綱」を制定し、平成21年4月から積極的に推進することとなりました。本町では、この定住自立圏構想に基づき、秩父地域1市4町(横瀬町、秩父市、皆野町、長瀨町、小鹿野町)で連携・協力し、平成21年9月に「ちちぶ定住自立圏形成協定」を締結し、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化などに取り組んでいます。ひとつの自治体だけでは困難な行政サービスを秩父地域1市4町の連携・協力で対応しています。

また、秩父地域1市4町で設置する秩父広域市町村圏組合で消防、保健衛生などの分野については、すでに共同処理を実施し、引き続き取り組んでいます。特に、秩父斎場は老朽化が問題となっていました。建設の目途が立ち準備を進めています。

平成21年4月からは、一般旅券の発給事務を秩父地域1市4町で同時に移譲を受け、秩父地域パスポートセンターを設置しました。今後も、町民の利便性向上のため、引き続き秩父地域パスポートセンターの業務を秩父市に委託する必要があります。

本町の発展振興は近隣自治体の振興とともにあります。国・県・関係機関などと役割分担を明確化しながら、医療、保健・福祉、産業振興、環境、水道などについて、ちちぶ定住自立圏の連携・協力のもとに整備・拡充を図る必要があります。

【施策の体系】



【目標指標】

指 標 名	単 位	現 状 (基準年度)	目 標 (平成31年度)
広域連携強化の満足度 (定住自立圏構想の推進など)	%	55 (平成25年度)	60

【施策の内容】

(1) 定住自立圏構想の推進

ちちぶ定住自立圏を構成する秩父地域1市4町の連携・協力体制を強化し、圏域が抱える課題の解決し、地域住民の福祉向上と地域振興を推進します。圏域住民の意見や要望を的確に把握し、圏域全体の振興発展に取り組みます。

(2) 広域的処理業務の充実

消防や救急、ごみ処理などについては、関係機関と連携しながら、体制の充実と効率的な運営を図ります。また、秩父斎場に代わる新火葬場については、完成に向けて円滑に事業を推進します。

秩父地域パスポートセンター(秩父市)への業務委託事業を引き続き実施し、一般旅券を発給して町民サービスの利便性を向上します。

(3) 国・県への要望

ひとつの自治体では対応が困難な行政課題を解消するため、国県道・一級河川の整備、国庫・県費補助金や交付金制度の見直し、地方財源の確保、公共交通網の充実など、町民ニーズを的確にとらえた質の高い行政サービスについて、国・県・関係機関などに引き続き要望します。

後期基本計画に関する用語解説

1. 生活環境

合併処理浄化槽（P 1 8）

下水道が整備されていない地域に設置される一般家庭のし尿と生活雑排水を処理する浄化槽。

降下ばいじん（P 1 8）

舞い上がった「ほこり」や、物が燃える時に出る「すす」などのうち、自重により、あるいは降水により地上まで降下してくるもの。

資源循環型社会（P 1 8）

廃棄物などの発生抑制や循環資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

バイオディーゼル燃料（P 2 0）

生物由来油から作られたディーゼルエンジン用の燃料。軽油の代替燃料として注目されている。菜種油などの植物油や使用済みのてんぷら油などにメタノールを加えてグリセリンを除去するなどの方法で粘度を低下させ、燃料として使用できるようにしたもの。

生物多様性（P 2 1）

すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息または生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性や種間の多様性、生態系の多様性を含んでいる。

特定外来生物（P 2 2）

外来生物のうち、「特定外来生物防止法」で指定されたもの。在来の生物を捕食したり、生態系に害を及ぼす可能性がある。ブラックバス（オオクチバス）、カミツキガメなど。哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、無脊椎動物、植物などの中から指定される。

フロンガス（P 2 3）

冷蔵庫やエアコンの冷媒に使用されるフロンガスはオゾン層を破壊するため、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」（1987年、）が採択され、生産の全廃を定めた。

破壊への影響が大きいクロロフルオロカーボン（CFC）は特定フロンとして、先進国では1995年度末で生産が全廃になった。その後、オゾン層への影響が少ないとされていた代替フロンであるハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）も規制対象となり、順次削減目標が見直され、2030年までの完全全廃が求められている。

ごみ4R運動（P 2 3）

リフューズ Refuse<抑制化>、リデュース Reduce <減量化>、リユース Reuse<再

使用化>、リサイクル Recycle<再資源化>のこと。

新エネルギー（P 24）

技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもので、太陽光発電や風力発電、バイオマスなどがある。

AED（P 27）

自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator）。心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

2. 生活環境

バリアフリー (P 3 3)

何らかの障がいを持つ人が生活する上で妨げになる障壁(段差など)を取り去り、障がい者などにやさしい生活空間をつくりあげること。

U J I ターン (P 3 5)

都市に居住する人が、故郷(Uターン)や故郷に近い地方(Jターン)、あるいは自分の出身地以外の地方(Iターン)へ居住を移すことをいう。

有収率 (P 3 6)

水道による給水量のうち、一部の漏水などを除き、料金収入のある水量の割合のこと。

特定環境保全公共下水道事業 (P 3 8)

公共下水道のうち、既成市街地とその周辺以外の区域において設置される下水道事業をいう。

3. 保健・福祉・医療

要支援（P 40）

介護保険制度における要介護度区分のひとつ。わずかな支援を行うことで、おおむね日常的な自立が可能な状態。

地域包括支援センター（P 41）

高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護高齢者などの自立した日常生活を包括的・継続的に支援する、地域包括ケアシステムの中核機関。

成年後見制度（P 41）

判断能力が十分ではない高齢者、知的障がい者、精神障がい者などが安心して生活できるよう、成年後見人などが家庭裁判所から選任されることにより、その生活を法律的に保護し、支えるための制度です。

ノーマライゼーション（P 42）

障がい者を特別視することなく、すべての人がもつ通常的生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に必要な処置をしていくという考え方。

ホスピタリティ（P 42）

旅行者や来訪客を丁重にもてなすこと。サービス。歓待。

地域包括ケアシステム（P 43）

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援などが包括的・一体的に提供される仕組み。

要介護（P 43）

介護保険制度における要介護度区分のひとつ。部分的な介護が必要な状態。

ケアマネジメント（P 43）

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者に対し、一人一人のニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源（保健・医療・福祉サービス）を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

NPO（P 44）

nonprofit organization の略で、一般に「民間非営利組織」と訳され、政府・自治体から独立した民間組織・団体として、規約や定款を定めており社会的な目的をもって自発的、継続的に活動を行い営利を目的とせず、収益事業や有償活動での収益は分配せず

次の活動のために再投資する組織・団体。

ライフステージ（P 46）

人生の段階区分のこと。一般的には、幼少年期、壮年期、老年期などと区分される。

特別支援教育コーディネーター（P 48）

障がいのある子どものニーズに応じて適切な教育を準備するため、学校の校務として位置付けられ教師、職員、保護者、外部の専門家など関係機関との連携協力体制の調整をする者。

特別支援教育（P 48）

従来の特殊教育の対象である障がいのある児童生徒だけでなく、学習障がい、高機能自閉症などを含めて特別な教育的支援の必要のある児童生徒の自立や社会参加に向けて必要な支援を行うこと。

地域子育て支援センター（P 49）

子育てに関する相談、情報提供、育児サークルの支援など、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、地域に身近な保育所などに併設する子育て支援の中核施設。

食育（P 53）

住民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を楽しく身につけるための学習などの取り組み。

4. 教育・文化

ブックスタート（P 6 1）

乳幼児期から本にふれる機会をつくとともに、親子のコミュニケーション手段としても本を積極的に活用しようとする取り組み。

3あ運動（P 6 4）

「あとしまっ・あいさつ・あさごはん」の3つの「あ」で始まる生活習慣について、学校・家庭・地域が連携し、子どもにしっかり身につけさようとする運動。

スクールソーシャルワーカー（P 6 4）

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績などがある者。

5. 産業・経済

認定農業者（P 7 3）

農業者が、自ら作成する農業経営改善計画を、経営指標などを示した基本構想に照らして市町村長が認定し、その計画の達成に向けてさまざまな支援措置を講じていこうとするもの。

地産地消（P 7 4）

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

6次産業（P 7 4）

農林水産業の生産（第1次産業）、食品加工（第2次産業）、流通販売・情報サービス（第3次産業）の一体化を推進して、地域に新たな食農ビジネスを創出しようとする取り組み。

製造品出荷額（P 7 7）

事業所の所有する原材料によって製造されたものを当該事業所から出荷した額。

商品販売額（P 7 7）

事業所における有体商品の販売額。

第1次産業（P 8 2）

農業・林業・水産業などの産業。

第2次産業（P 8 2）

鉱業・製造業・建設業などの産業。

第3次産業（P 8 2）

第1次・第2次産業以外の商業・運輸通信業・金融業・公務などの産業。

メンタルヘルスケア（P 8 2）

精神的健康の管理。

6. 協働・交流

男女共同参画社会（P 8 8）

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会

ドメスティック・バイオレンス（DV）（P 8 8）

パートナーや恋人からの暴力。

パブリックコメント（P 9 1）

行政機関が政策の立案などを行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く住民・事業者などから意見や情報を収集する機会を設け、提出された意見などを考慮して最終的な意思決定を行う手法。

パブリシティ（P 9 2）

企業・団体・官庁などが、その製品・事業などに関する情報を積極的にマスコミに提供し、報道として伝達されるよう働きかける広報活動。

7. 行政経営

行政評価システム（P 9 4）

行政機関で実施される政策や施策、事務事業について、成果指標などを用いて有効性または効率性を評価することを目的として、計画（Plan）、実践（Do）、評価（See）と循環する行政サイクルの中に位置づける、行政の現状認識と課題を発見するためのシステム。

指定管理者制度（P 9 4）

これまで出資法人などに限られていた公の施設の管理運営を広く民間事業者などに代行させ、住民サービスの向上、経費の削減を図りながら、多様化する住民ニーズにより効率的・効果的に対応していくための制度。

枠配分方式（P 9 4）

各課所に主体性をもって予算編成を行うため、一定の額を各課所に配分し、その範囲内でその課所の予算を組み立てる方式。

定住自立圏構想（P 9 6）

「集約とネットワーク」の観点のもとで、近接する市町村がさまざまな分野で相互に連携・協力し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培うことで、魅力あふれる地域づくりを目指し、圏域全体を活性化しようとするもの。